CRÉDIT AGRICOLE
ASSET MANAGEMENT
クレディ・アグリコル アセットマネジメント

投資信託説明書
（目論見書）
2008.2

愛称：りそな

ペア・インカム

CA米国・ユーロ投資適格債ファンド

追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

設定・運用は クレディ・アグリコル アセットマネジメント

本投資信託説明書（目論見書）は、前半部分は「CA米国・ユーロ投資適格債ファンド」の「投資信託説明書（交付目論見書）」、後半部分は同ファンドの「投資信託説明書（請求目論見書）」から構成されています。

愛称：りそな

ペア・インカム

CA米国・ユーロ投資適格債ファンド

追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書
（交付目論見書）

2008.2

クレディ・アグリコル　アセットマネジメント

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本投資信託説明書（交付目論見書）により行う「CA米国･ユーロ投資適格債ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）の第5条の規定により有価証券届出書を平成20年2月8日に関東財務局長に提出しており、平成20年2月9日にその届出の効力が生じております。

2. 本投資信託説明書（交付目論見書）は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。
また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社に対して投資家の請求により交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身において記録しておくようにしてください。

3. 「CA米国･ユーロ投資適格債ファンド」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。

4. 当ファンドは投資元本及び分配金が保証されているものではありません。

（投資信託についての一般的な留意事項）

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
・投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬及びその他の費用等がかかります。
・投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主に内外の投資信託証券を通じて外貨建の債券を主要投資対象としていますので、金利変動による組入債券の価格下落や組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、為替の変動（円高となった場合）により当ファンドが最終的に投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、基準価額が下落、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

投資信託説明書(交付目論見書)の目次

ファンドの概要 …… 1
ファンドの特色 …… 3
ファンドの投資方針
投資方針 …… 11
投資対象 …… 17
分配方針 …… 18
投資制限 …… 19
ファンドの投資リスク
ファンドの主な投資リスク及び留意点 …… 21
一般的な留意点 …… 22
ファンドのしくみ
ファンドのしくみ …… 23
委託会社の概要 …… 24
運用体制及びリスク管理体制 …… 25
ファンドの申込方法
申込(販売)の手続等 …… 27
換金(解約)の手続等 …… 28
ファンドにかかる費用・税金
お客さまに直接ご負担いただく費用・税金 …… 29
ファンドで間接的にご負担いただく費用 …… 29
税金の取扱 …… 32
管理及び運営の概要・その他
管理及び運営の概要 …… 34
内国投資信託受益証券事務の概要 …… 37
その他ファンドの情報 …… 38
投資信託説明書(請求目論見書)の記載項目 …… 38
ファンドの運用状況
ファンドの運用状況 …… 39
ファンドの財務ハイライト情報 …… 45
『信託約款』 …… 50
『用語解説』 …… 64

ファンドの概要

当概要は、投資信託説明書（交付目論見書）本文の記載内容を要約したものです。
詳細につきましては、各該当箇所をご覧ください。

ファンドの名称	CA米国･ユーロ投資適格債ファンド
商品分類	追加型証券投資信託/ファンド・オブ・ファンズ
ファンドの目的	当ファンドは、ファンド･オブ･ファンズ方式で運用することを基本とします。主として、米国債券市場(社債等)へ投資するファンドとユーロ債券市場(国債等公共債･国際機関債･社債等)へ投資するファンドの毎月分配クラスに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。
主な投資対象	主として、米国債券市場へ投資する投資信託証券「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」及びユーロ債券市場へ投資する投資信託証券「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスに投資します。
信託設定日	平成15年11月14日(金)
信託期間	平成15年11月14日(金)～無期限
決算日	毎月12日(休日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。
申込期間	平成20年2月10日(日)～平成21年2月9日(月)※1 ただし、ファンドの休業日※2にあたる場合は、お申込みできません。 ※1 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ※2 東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合を指します。
募集上限	5,000億円

取得のお申込単位	1万円以上1円単位または1万口以上1万口単位	
	お申込みには、以下の2つのコースがあります。 販売会社によってはどちらか一方のみの取扱となる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問合せください。	
	自動けいぞく投資コース	収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。
	一般コース	収益分配時に分配金を受取るコースです。
お申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額	
途中換金	原則として、毎営業日換金（解約）できます。 ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。 「換金請求」または「買取請求」によりお申込みいただけます。ただし、買取のお取扱については販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。	
換金単位	1口単位または1万口単位	
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額	
換金代金のお支払い	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。	
委託会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社	
受託会社	りそな信託銀行株式会社	

【基準価額及び換金価額、販売会社について委託会社の照会先】

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社　お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）
受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時
（半日営業日は午前9時～午前11時半）
インターネットホームページ：http://www.caam.co.jp

ファンドの特色

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。主として、米国債券市場（社債等）へ投資するファンドとユーロ債券市場（国債等公共債・国際機関債・社債等）へ投資するファンドの毎月分配クラスに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

ペアの効果で毎月分配を追求します。

ファンドの特徴1：原則として毎月12日（休日の場合は翌営業日）に分配金をお支払いします。

●分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

［分配実績］（1万口当たり／税引前）

決算期	第1回目～第34回目 平成16年1月～平成18年10月
分配金	43円/月

決算期	第35回目～第43回目 平成18年11月～平成19年7月
分配金	48円/月

決算期	第44回目 平成19年8月
分配金	48円/月

決算期	第45回目 平成19年9月
分配金	48円/月

決算期	第46回目 平成19年10月
分配金	48円/月

決算期	第47回目 平成19年11月
分配金	48円/月

設定来分配金累計額（平成16年1月～平成19年11月）　2,086円

当ファンドは、ファンズ・オブ・ファンズ方式で運用を行い、投資信託に投資した結果得られるインカム・ゲイン（分配金等）やキャピタル・ゲイン（売買益、評価益等）を分配原資とします。

＊過去の実績であり、将来を保証あるいは予測するものではありません。＊ファンドの運用状況（基準価額水準及び市場動向）等によっては分配を行わないこともあります。＊原則として、為替ヘッジを行わないため、分配金は為替相場の変動の影響を受けます。

お申込みにあたっては、お申込手数料がかかります。保有期間中には信託報酬等がかかります。

ファンド・オブ・ファンズとは…

一般的な投資信託は株式や債券に投資しますが、ファンド・オブ・ファンズは、複数の投資信託に投資します。即ち、一つのファンドが他の複数のファンドに分散投資を行う仕組みです。投資先の投資信託から株式や債券などへ投資します。

ファンド・オブ・ファンズ方式の投資によるメリットと注意点

■資産規模の大きなファンドへ投資することによって幅広い分散投資を可能にします。
■少額でも効率よく資産運用できるので投資コストの軽減が図れます。
■既に運用実績のあるファンドに投資できます。
■お申込みいただいた投資信託の信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託の信託報酬もご負担いただきます。

ファンドの特徴2：米国とユーロ各国の国債等公共債、国際機関債、社債（原則として投資適格債（トリプルB格以上））等へ幅広く投資します。

*当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用しており、債券への投資は投資先の投資信託が行います。
*過去の一時点の実績であり、将来を保証あるいは予測するものではありません。

	ムーディーズ社	スタンダード&プアーズ社
投資適格債	Aaa	AAA
	Aa	AA
	A	A
	Baa	BBB
ハイ・イールド債（高利回り債／投機的格付債）	Ba	BB
	B	B
	C	C
		D

投資対象

*スタンダード&プアーズ社及びムーディーズ社のホームページ（2008年1月7日現在）の情報に基づき、クレディ・アグリコル アセットマネジメント（株）が作成

格付	日本企業でいうと
AAA	トヨタ自動車
AA+	デンソー
AA	武田薬品工業、キヤノン、東京電力
AA−	花王、キリンホールディングス
A+	ホンダ、京王電鉄
A	シャープ、KDDI
A−	日立製作所、三菱電機
BBB+	東レ、カシオ計算機、東芝
BBB	NEC、三井化学
BBB−	丸紅、王子製紙

*上記企業はスタンダード&プアーズ社のデータ（2008年1月7日現在）を基に作成した各格付に相当する企業の例であり、**実際に当ファンドが組入れる債券の発行体ではありません。**

世界の種類別債券市場規模

シティグループ 世界BIG債券インデックス
種類別 時価総額構成比率（2007年11月）

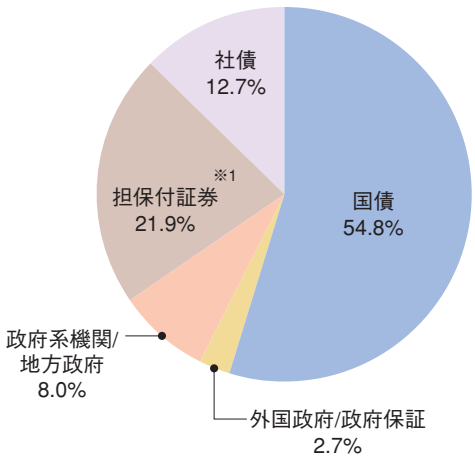

※1 発行会社の所有する不動産や債権などの資産の信用力等を裏付として発行される債券（出所：シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク）
* 上記数値の合計は、四捨五入の影響で100%とならない場合があります。

年間デフォルト率

ハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）に比べ、信用度が高くデフォルト※2率が低い投資適格債を対象とします。

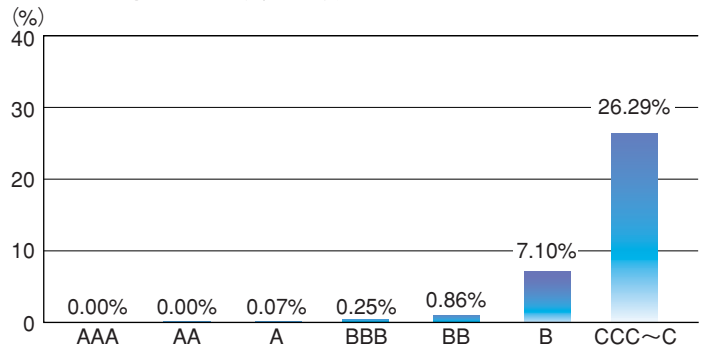

※2 債券の元利金（利息及び償還金）の支払いができなくなることをいいます。
出所：スタンダード&プアーズ社、「グローバル・デフォルト・スタディー2006年版」より、クレディ・アグリコル アセットマネジメント（株）が作成（1981年～2006年の格付別累積平均デフォルト率の1年目）

国債等公共債とは…
国が発行する債券が国債、地方自治体が発行する債券が地方債、国が直接監督している公庫、公団、事業団などの法人が発行する債券が政府機関債であり、これらをまとめて公共債といいます。

国際機関債とは…
国際機関が発行する債券です。

社債とは…
企業が発行する債券です。民間の事業会社が発行する事業債、転換社債及び新株引受権付社債（ワラント債）のことを指します。

ファンドの特徴3：市場と通貨がペアです。

市場と通貨がペア

- 米国とユーロの2大債券市場に投資します。
- 米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替レート変動によるリスクを軽減することに努めます。

米ドルとユーロのペア効果

米ドルとユーロに投資した場合：2001年12月末の投資額を100として指数化（2007年11月末まで）

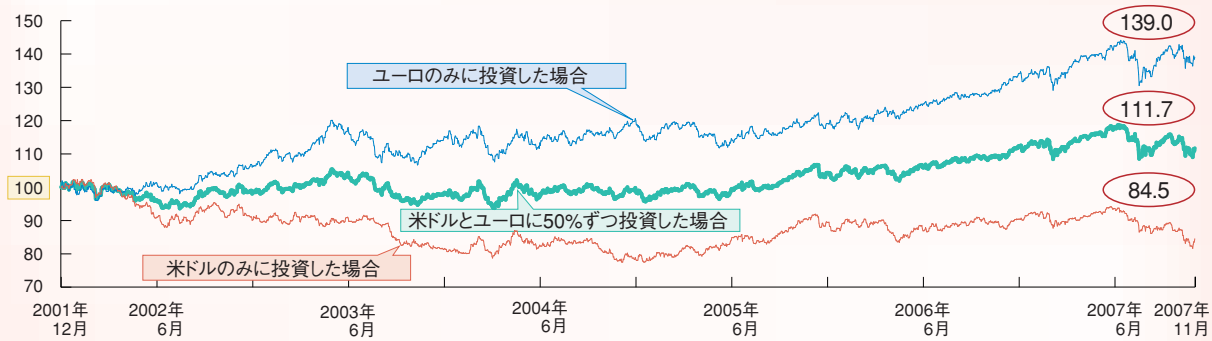

（ブルームバーグのデータに基づき、クレディ・アグリコル アセットマネジメント（株）が作成）
※金利収入・為替手数料等は考慮していません。
※過去のデータに基づき作成したものであり、将来を保証あるいは予測するものではありません。
※上記は一例であって、実際のポートフォリオは米ドルとユーロが均等（50%ずつ）とは限りません。

ファンドの特徴4：運用会社がペアです。

運用会社がペア

- 2つの運用会社が運用を行う、2種類のファンドに投資します。
  - ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
  - 米国はドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が運用する「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」に、ユーロはクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーが運用する「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド」に投資します。

［イメージ図］

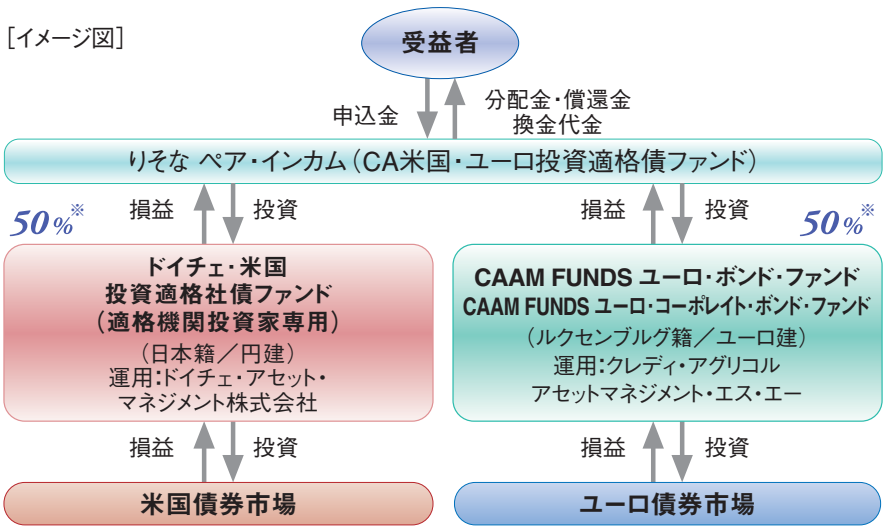

※ キャッシュポジションを除いた資産におけるおよその比率です。この比率は変更することがあります。

投資対象ファンドの概要

ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）（日本籍契約型投資信託/円建）

設　　定　　日:2003年11月17日
ベンチマーク:リーマン・ブラザーズ・米国コーポレート・ボンド・インデックス※1
純　　資　　産:約411.5億円（2007年11月末現在）
信　託　報　酬:年率0.5775%（税抜0.55%）
運　用　会　社:ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社:ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク

《ファンドの特徴》

1.主にドイチェ・米国投資適格社債マザーファンドへの投資を通じて、米国の事業債に幅広く分散投資を行うことで、個別銘柄のリスクを最小限に抑えつつ、信託財産の長期的な成長とインカム・ゲイン※2の確保を目指して運用を行います。
2.ポートフォリオの平均格付は、原則としてA格相当以上に維持することを目指します。
3.実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
●資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※1 当該ベンチマークはマザーファンドのものです。
※2 インカム・ゲイン:公社債や預金の利息収入、株式の配当のことをいいます。

CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍会社型投資信託/ユーロ建）

設　　定　　日:1991年1月2日
ベンチマーク:リーマン・ユーロ・アグリゲイト・インデックス
純　　資　　産:約155.8百万ユーロ（約253.6億円@162.71円）（2007年11月末現在）
信　託　報　酬:年率0.40%（毎月分配クラス）
運　用　会　社:クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー

《ファンドの特徴》

1.ユーロ建の国債・公共債・国際機関債・社債等に投資します。
●債券の発行体としてはユーロ圏の国・企業が中心となります。
2.高格付債を中心に投資します。
●組入債券の最低格付は原則としてトリプルB格（BBB−/Baa3）とします。

CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍会社型投資信託/ユーロ建）

設　　定　　日:1999年2月1日
ベンチマーク:リーマン・ユーロ・コーポレイト・インデックス
純　　資　　産:約409.9百万ユーロ（約666.9億円@162.71円）（2007年11月末現在）
信　託　報　酬:年率0.40%（毎月分配クラス）
運　用　会　社:クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー

《ファンドの特徴》

1.主として欧州または欧州以外の企業が発行する、欧州市場で取引されるユーロ建の固定または変動利付社債等に投資します。
●企業のセクターに制限はありません。
●EMU圏の政府が発行、または保証する債券にも投資します。
2.スタンダード＆プアーズ社やムーディーズ社より投資適格（BBB格／Baa3格以上）と格付されている社債に投資します。
3.インカム・ゲインとキャピタル・ゲインによるリターンを最大化させることを目指します。

ファンドの特色

《ご参考》

＊下記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

グローバル投資適格社債の魅力

その1 国債よりも利回りが高く、より高い収益が期待できます。ただし、信用リスクは国債よりも高くなります。

＊過去の一時点の実績であり、将来を保証あるいは予測するものではありません。

国債より高い利息収入

通常、同時期に発行され償還までの期間が同じ債券の場合、国債より社債の利率が高く設定されます。

利率

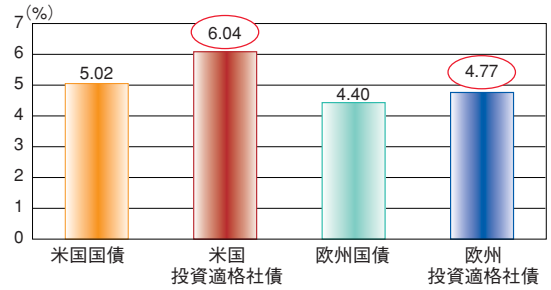

国債より高い利回り

通常、償還までの期間が同じ債券の場合、国債よりも社債の利回りが高くなります。

利回り

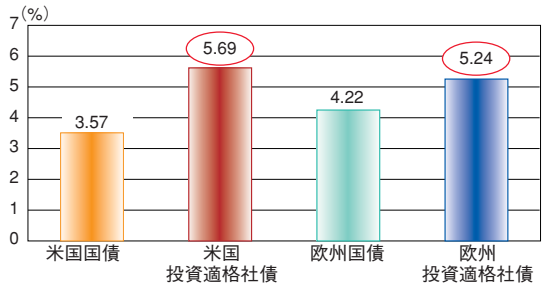

＊税金・費用等は考慮しておりません。
＊米国国債にはリーマン米国国債インデックス（平均格付：AAA）、米国投資適格社債にはリーマン米国投資適格社債インデックス（平均格付：A3/BAA1）を使用しています。
＊欧州国債にはリーマンユーロ国債インデックス（平均格付：AAA/AA1）、欧州投資適格社債にはリーマンユーロ社債インデックス（平均格付：A2/A3）（投資適格社債のみ）を使用しています。
（2007年11月末現在）

利 率 とは…債券の額面金額に対する年間に支払われる利息の割合です。
利回りとは…投資家が最終償還期限まで債券を保有した場合の総収益の投資元本に対する割合を年率に換算したものです。

その2 リスクを抑えつつ、安定した収益が期待できます。

＊過去の一時点の実績であり、将来を保証あるいは予測するものではありません。

グローバル投資適格社債、世界国債、世界株式の米ドルベース運用実績
（1989年12月末=100、2007年11月末まで）

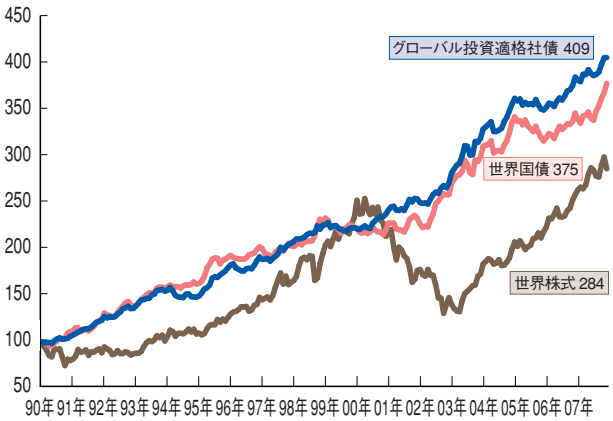

グローバル投資適格社債、世界国債、世界株式の米ドルベース運用実績
（1989年12月～2007年11月末まで）

	年率リターン	リスク*
グローバル投資適格社債	8.08%	4.80%
世界国債	7.65%	6.33%
世界株式	6.00%	13.73%

＊価格の変動性（ぶれ幅）を表しています。
（世界株式（MSCIワールドインデックス）、世界国債（メリルリンチ・グローバル国債インデックスⅡ）、グローバル投資適格社債（リーマン・グローバル社債インデックス）の月末データより作成。なお、グローバル投資適格社債は2000年12月末まではリーマン・米国投資適格社債インデックスのデータを代用）

＊税金・費用等は考慮しておりません。
＊「MSCIワールドインデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。
＊「リーマン米国投資適格社債インデックス」「リーマンユーロ国債インデックス」「リーマンユーロ社債インデックス」「リーマン・グローバル社債インデックス」「リーマン米国国債インデックス」は、米国大手証券会社であるリーマン・ブラザーズ社の算出する債券ベンチマークです。
＊「メリルリンチ・グローバル国債インデックスⅡ」は、米国大手証券会社であるメリルリンチ社の算出する債券ベンチマークです。

りそな ペア・インカムのポートフォリオ現況（2007年11月末現在）

設定来の基準価額の推移

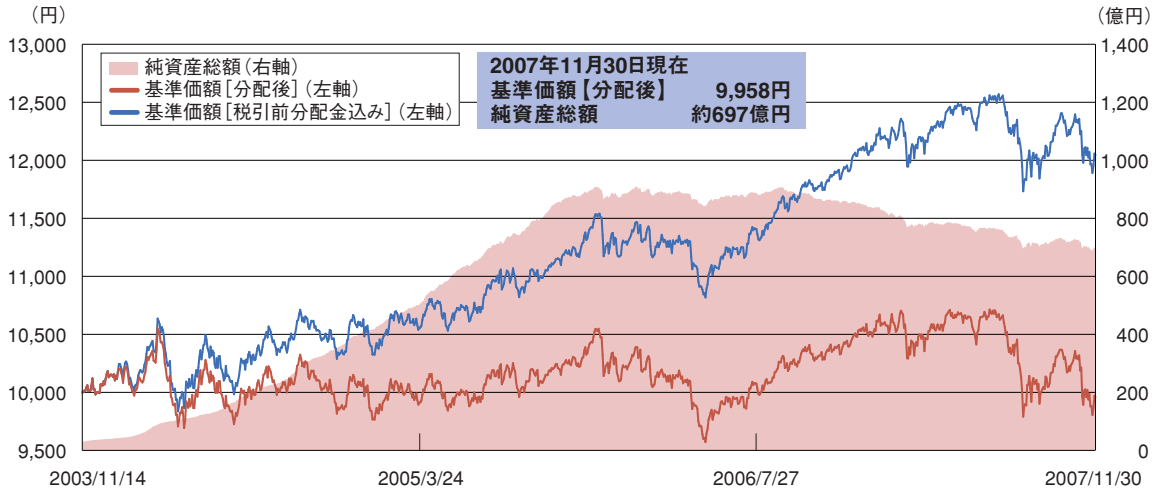

＊基準価額計算においては信託報酬（純資産総額に対して年率0.7665%（税込））が控除されております。

ファンドの内訳

内　訳	組入比率（%）
ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）	49.5%
CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド	9.9%
CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド	39.3%
現金等※1	1.2%
合計	100.0%

※1 現金等には未払諸費用等を含みます。
＊上記数値の合計は、四捨五入の影響で100%とならない場合があります。

ファンドの現況※2

平均直接利回り	5.74%
平均最終利回り	5.37%
平均格付	A
銘柄数	335
修正デュレーション	5.68

※2 当ファンドが投資している「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」と「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド」の2007年11月末時点のデータに基づいています。

通貨別構成比率

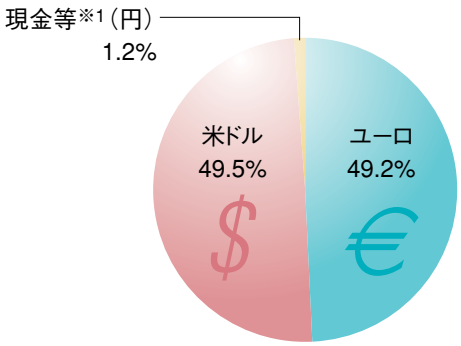

＊上記数値の合計は、四捨五入の影響で100%とならない場合があります。
＊外貨建資産については、原則として、為替ヘッジは行いません。

＊過去の実績であり、将来の運用成果等を保証あるいは予測するものではありません。
＊ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向）等によっては、分配金が支払われない場合もあります。
＊ご購入時には、お申込手数料（お申込手数料率の上限は2.1%（税抜2.0%））がかかります。

ファンドの主な投資リスク及び留意点

以下に記載する投資リスク及び留意点は当ファンドの投資信託説明書（目論見書）に記載するもののうち、一部の要約であり、当ファンドに係る全ての投資リスク及び留意点を網羅するものではありません。
リスクの詳細は投資信託説明書（目論見書）後記の「ファンドの主な投資リスク及び留意点」を必ずご参照ください。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある資産（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは**投資元本が保証されているものではありません。**信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。
当ファンドにおける主な投資リスクは次のとおりです。これらの投資リスクにより、当ファンドの基準価額は下落する可能性があり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

主な投資リスク	主な投資リスクの内容（損失が生じる恐れのある理由）
金利変動リスク	債券価格は金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。 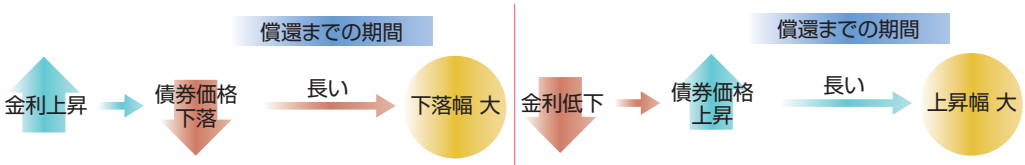
信用リスク	発行者の財務内容の悪化等により債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。この場合、ファンドの運用が影響を被って、ファンドの基準価額が下落する可能性があり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドが組入れる投資信託証券の組入債券の格付は、原則としてトリプルB格（BBB−/Baa3）以上の投資適格債とし、信用リスクの低減を図ります。
為替変動リスク	当ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、投資対象とされるファンドの投資信託証券は外貨建であり、原則として為替ヘッジは行いません。従って、ファンドの基準価額は、円安になると上昇する傾向があります。反対に円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。 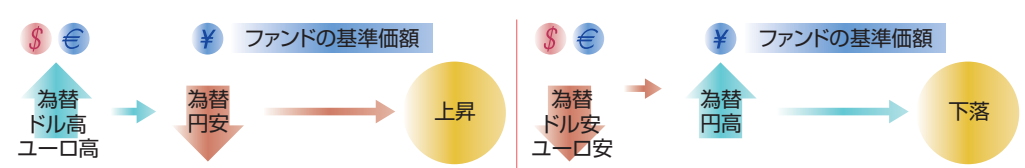

主な留意点	主な留意点の内容
分配金に関する留意点	当ファンドは、原則として、毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行いますが、分配金額はあらかじめ確定しているものではなく、ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

●お客さまに直接ご負担いただく費用及び税金（個人のお客さまの場合）

時　期	項　目	費　用・税　金
お申込時	申込手数料	お申込金額または口数に応じて、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た金額とします。
途中換金時	信託財産留保額	ありません。
	所得税及び地方税	換金価額の個別元本超過額に対して10%(所得税7%及び地方税3%)が課税されます。 (平成21年4月1日以降は20%(所得税15%及び地方税5%)となる予定です)
収益分配時	所得税及び地方税	普通分配金に対して10%(所得税7%及び地方税3%)が課税されます。 (平成21年4月1日以降は20%(所得税15%及び地方税5%)となる予定です)
償還時	所得税及び地方税	償還時の個別元本超過額に対して10%(所得税7%及び地方税3%)が課税されます。 (平成21年4月1日以降は20%(所得税15%及び地方税5%)となる予定です)

当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。
税制が変更・改正された場合は上記の内容が変更になることがあります。
当ファンドの会計上・税務上のお取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

●お客さまに間接的にご負担いただく費用（保有期間中にファンドが負担する費用）

信託報酬	1. 上限：純資産総額に対して年率1.449%(税込)※1の率を乗じて得た額 ※1 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式をとっているため、当ファンドの約款で定める信託報酬上限0.8715%(税込)に、組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(0.5775%)を加算しております。 2. 平成19年11月30日現在：純資産総額に対して年率約1.2492%（税込・概算値）※2の率を乗じて得た額 ※2 当ファンドの信託報酬0.7665%(税込)(平成19年11月30日現在)に、平成19年11月30日現在の投資比率に基づき算出した組入投資信託証券の信託報酬率を加算しております。この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。 【ご参考】 「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)」…… 年率0.5775%(税抜0.55%) 「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」…… 年率0.40%* 【内訳：運用会社：年率0.30%、その他管理事務：年率0.10%】 「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド」…… 年率0.40%* 【内訳：運用会社：年率0.30%、その他管理事務：年率0.10%】 * 日本国外においてかかる費用(日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬等)に関しては、消費税が課されません。
その他の費用	上記の信託報酬以外に信託事務の諸費用、監査報酬及び最終的な組入有価証券の売買委託手数料等が信託財産中から支払われます。 （その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することはできません）

なお、費用の合計額は、お申込金額・口数や保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

詳しくは投資信託説明書(目論見書)の「ファンドにかかる費用・税金」をご参照ください。

投資方針

当ファンドは、ファンド･オブ･ファンズ方式で運用することを基本とします。主として、米国債券市場（社債等）へ投資する日本籍の「ドイチェ･米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」と、ユーロ債券市場（国債等公共債･国際機関債･社債等）へ投資するルクセンブルグ籍の「CAAM FUNDS ユーロ･ボンド･ファンド」及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

国債等公共債：国が発行する債券が国債、地方自治体が発行する債券が地方債、国が直接監督している公庫、公団、事業団などの法人が発行する債券が政府機関債であり、これらをまとめて公共債といいます。
国際機関債：国際機関が発行する債券です。
社　　債：企業が発行する債券です。民間の事業会社が発行する事業債、転換社債及び新株引受権付社債（ワラント債）のことを指します。

なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール･ローン及び手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。原則として、為替ヘッジは行いません。

①主として、米国債券市場へ投資する投資信託証券「ドイチェ･米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」とユーロ債券市場へ投資する投資信託証券「CAAM FUNDS ユーロ･ボンド･ファンド」及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスに投資します。
②米国債券市場（社債等）へ投資するファンドとユーロ債券市場（国債等公共債･国際機関債･社債等）へ投資するファンドの組入比率は、原則として、均等配分を基本とします。委託会社の判断により、為替や各投資信託証券の基準価額の変動を考慮し、3ヵ月毎にリバランスを行います。
③投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
④投資信託証券への投資にあたっては、委託会社が指定する投資信託証券を通して、分散投資を行うことを基本とします。投資信託証券への投資の結果、全体のポートフォリオの格付※1が、原則としてシングルA格［A－格（スタンダード&プアーズ社）/A3格（ムーディーズ社）］以上とすることを目指します。また、各投資信託証券の組入対象債券の格付は、原則として、投資適格債（トリプルB格［BBB－/Baa3］以上）とします。
⑤組入投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた投資信託証券は、変更されることがあります。
⑥資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。

※1 「格付」とは、債券などの元本及び利息が償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本及び利息が償還まで定め通りに返済される確実性が低く（信用リスクが大きく）なります。

投資対象ファンドの選定基準

当ファンドは、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループの中で運用されるユーロ債券市場（国債等公共債・国際機関債・社債等）へ投資するファンドと、グループ外で米国債券市場（社債等）へ投資するファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。
1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針が当ファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制及びプロセス・リスク管理・情報開示が明確及び適切に行われていること。
3. 投資対象ファンド又はその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. 当ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

投資対象ファンド概要

『ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）』
（日本籍契約型私募投資信託）（円建）

設　　定　　日：2003年11月17日
ベンチマーク：リーマン・ブラザーズ・米国コーポレート・ボンド・インデックス※1
純　　資　　産：約411.5億円（2007年11月末現在）
信　託　報　酬：年率0.5775%（税抜年率0.55%）
運　用　会　社：ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社：ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク

※1 ベンチマークはマザーファンドのものです。

《ファンドの特徴》

1.主にドイチェ・米国投資適格社債マザーファンドへの投資を通じて、米国の事業債に幅広く分散投資を行うことで、個別銘柄のリスクを最小限に抑えつつ、信託財産の長期的な成長とインカム・ゲイン※2の確保を目指して運用を行います。
2.ポートフォリオの平均格付は、原則としてA格相当以上に維持することを目指します。
実質的に投資を行う公社債は、原則として投資適格の格付（BBB格相当以上）を付与された債券及び同等の信用度をもつ債券とします。
3.実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
＊資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

※2 インカム・ゲインとは、公社債や預金の利息収入、株式の配当のことをいいます。

《ポートフォリオ現況》（2007年11月末現在）

平均格付	A
平均最終利回り	5.39%
平均直接利回り※3	6.64%
修正デュレーション※4	6.19
銘柄数	125銘柄

《組入債券格付別分布》（2007年11月末現在）

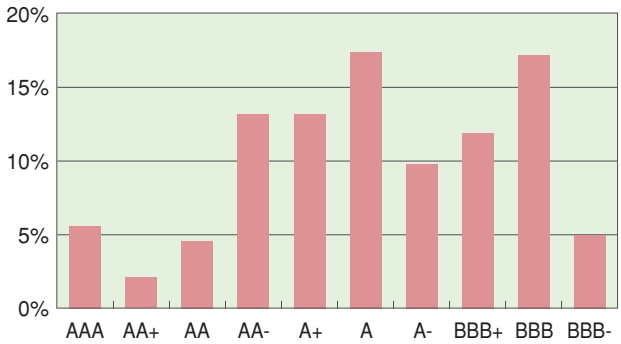

《パフォーマンス推移》（2007年11月末現在）

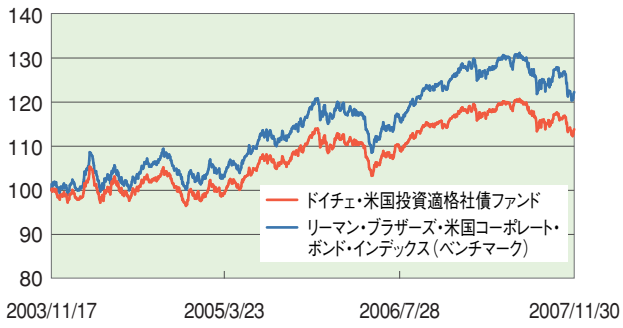

＊2003年11月17日を100として指数化

《組入債券業種別分布》（2007年11月末現在）

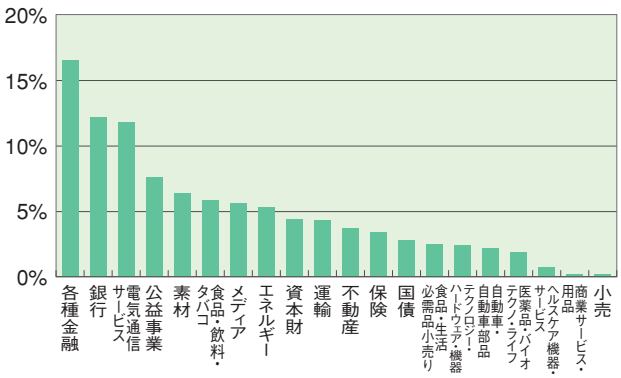

※上記のデータは過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

※3 直接利回りは「直利」ともいい、利付債のみに用いられる利回りの計算方法です。
直接利回りは、毎年の利子のみを考え、この利子が投資元本に対して年率何%になるかをみるものです。償還差損益が生じる場合でも、これらを一切無視して投資元本（取得価格）に対して毎年何%に相当する収益（利子）が入るかを単純に計算します。

※4「デュレーション」とは、債券の価格変動リスクの大きさを示す尺度の1つです。デュレーション（Duration）は「期間」という意味で、債券から将来得られるキャッシュ･フロー（利息や償還金）の得られるまでの期間が長いほど大きい値となります。簡単に言えば、満期の長い債券（長期債）ほどデュレーションは大きく、価格変動リスクが大きいことを示します。保有債券全体について平均デュレーションを求め、ポートフォリオのリスク尺度とすることが一般的です。
「修正デュレーション」とは、金利が変動した場合の価格変動性を表す尺度で、利回り価格曲線の接線の傾きを価格で割ったものです。利回りが1%変化した場合に、債券価格が何%変化するかというリスク指標となります。修正デュレーションが5というのは、金利が1%動いた場合に価格が5%動くということを意味します。修正デュレーションは、利率が低い債券ほど大きくなり、また、残存期間が長い債券ほど大きくなります。つまり利率が低い債券ほど、また残存期間が長い債券ほど、金利変動に対する価格変動性が大きいといえます。今後、金利が低下すると予測できる場合は修正デュレーションを大きくし、金利が上昇すると予測される場合は修正デュレーションを小さくすることで、ポートフォリオのリスク管理を行うことができます。

［イメージ図］

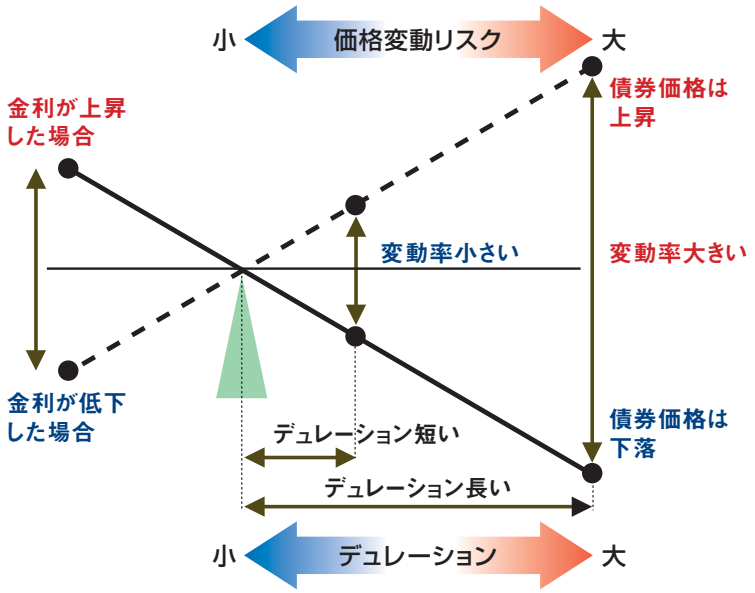

《ドイチェ･アセット･マネジメント･グループ》

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループはドイツ銀行グループの一員であり、約91兆円※の運用資産を有する資産運用グループです。債券運用残高は約35兆円※、そのうち米国債券運用は約11兆円※です。
世界約30都市以上※に拠点を設け、 グローバルに資産運用サービスを展開しています。

※2007年11月末現在

『CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド』
（ルクセンブルグ籍会社型投資信託）（ユーロ建）

設　　定　　日：1991年1月2日
ベンチマーク：リーマン・ユーロ・アグリゲイト・インデックス
純　　資　　産：約155.8百万ユーロ(約253.6億円@162.71円)(2007年11月末現在)
信　託　報　酬：年率0.40%(毎月分配クラス)
運　用　会　社：クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー

《ファンドの特徴》

1.ユーロ建の国債・公共債・国際機関債・社債等に投資します。
　債券の発行体としてはユーロ圏の国・企業が中心となります。
2.高格付債を中心に投資します。
　組入債券の最低格付は原則としてトリプルB格（BBB－/Baa3）とします。

《ポートフォリオ現況》（2007年11月末現在）

平均格付	AA
平均最終利回り	4.57%
平均直接利回り	4.40%
修正デュレーション	5.89
銘柄数	106銘柄

《組入債券格付別分布》（2007年11月末現在）

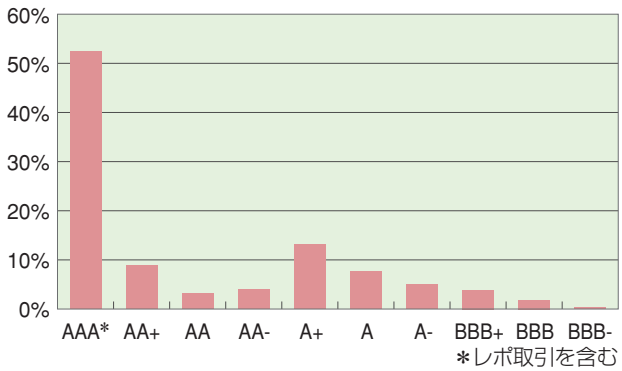

＊レポ取引を含む

《パフォーマンス推移》（2007年11月末現在）

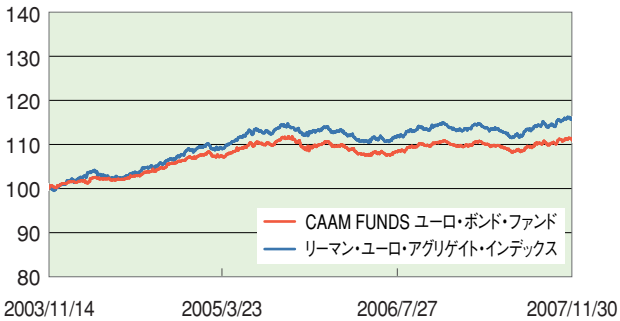

＊2003年11月14日を100として指数化（ユーロベース）

《組入債券業種別分布》（2007年11月末現在）

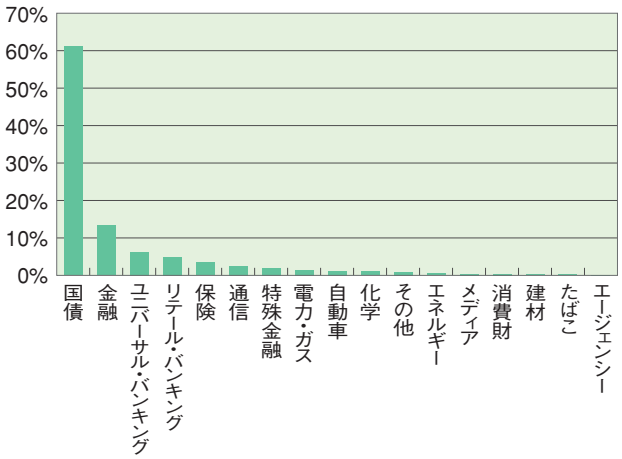

※上記のデータは過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

『CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド』
（ルクセンブルグ籍会社型投資信託）（ユーロ建）

設　　定　　日：1999年2月1日
ベンチマーク：リーマン・ユーロ・コーポレイト・インデックス
純　　資　　産：約409.9百万ユーロ（約666.9億円@162.71円）（2007年11月末現在）
信　託　報　酬：年率0.40%（毎月分配クラス）
運　用　会　社：クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー

《ファンドの特徴》

1.主として欧州または欧州以外の企業が発行する、欧州市場で取引されるユーロ建の固定または変動利付社債等に投資します。
企業のセクターに制限はありません。
EMU圏の政府が発行する、または保証する債券にも投資します。
2.スタンダード＆プアーズ社やムーディーズ社より投資適格（BBB格／Baa3格以上）と格付されている社債に投資します。
3.インカム・ゲインとキャピタル・ゲインによるリターンを最大化させることを目指します。

《ポートフォリオ現況》（2007年11月末現在）

平均格付	A-
平均最終利回り	5.73%
平均直接利回り	5.12%
修正デュレーション	5.16
銘柄数	104銘柄

《組入債券格付別分布》（2007年11月末現在）

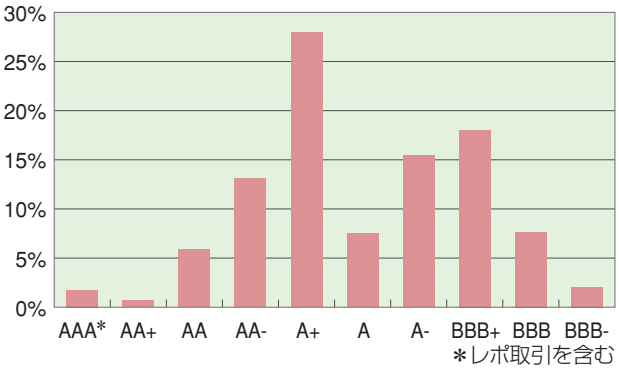

＊レポ取引を含む

《パフォーマンス推移》（2007年11月末現在）

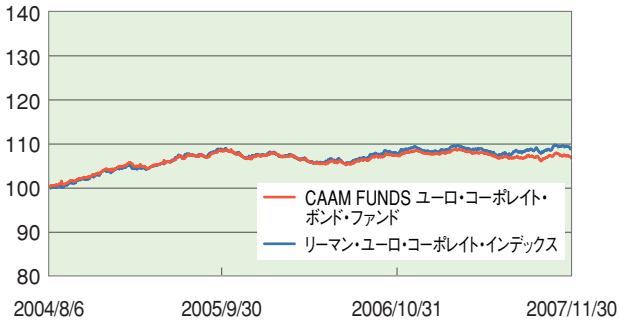

＊2004年8月6日を100として指数化（ユーロベース）

《組入債券業種別分布》（2007年11月末現在）

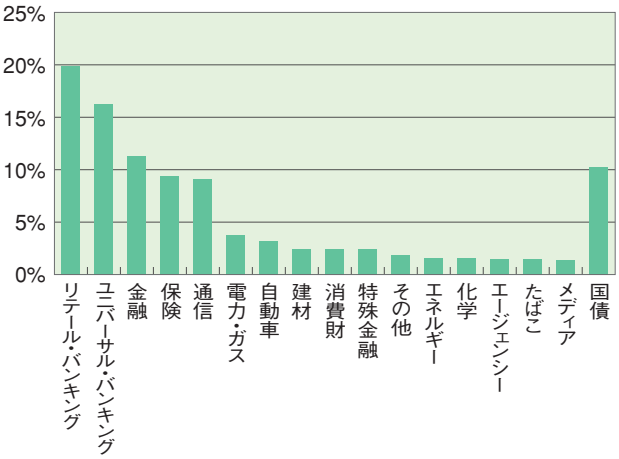

※上記のデータは過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー概要》

クレディ･アグリコル アセットマネジメント･エス･エーは、クレディ･アグリコル･グループの資産運用会社で、パリ（フランス）に本社をおきます。欧州をはじめ、アジア、米国※1に活動拠点を持ち、グローバルな運用体制を有します。市場、スタイル、種類において、多岐にわたる商品を提供しております。
クレディ･アグリコル アセットマネジメント･エス･エーの運用資産残高は約5,538億ユーロ※2（約90兆円）に達しております。また、債券運用残高は、3,143億ユーロ※2（約51兆円）となっております。

※1 グループ会社を含みます。
※2 2007年11月末現在

投資対象

①投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
　イ．有価証券
　ロ．金銭債権
　ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます）
2．次に掲げる特定資産以外の資産
　為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「ドイチェ·米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」の投資信託証券と「CAAM FUNDS ユーロ·ボンド·ファンド」及び「CAAM FUNDS ユーロ·コーポレイト·ボンド·ファンド」の投資信託証券の毎月分配クラスの他、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります）に投資することを指図します。

1．コマーシャル·ペーパー及び短期社債等
2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1．の証券または証書の性質を有するもの
3．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託に限ります）

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。

1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3．コール·ローン
4．手形割引市場において売買される手形

④金融商品による運用の特例

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

分配方針

①収益分配方針

ファンドは、毎決算時（毎月12日。休日の場合は翌営業日とします）に、原則として次の方針により分配を行います。

1）分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子･配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

2）分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3）留保額の運用方針

留保額の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配

1）信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（ｉ）配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ii）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その金額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

（iii）収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（iv）収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるもの（追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの）とし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2） 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払

（ｉ）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始）。

（ii）前記（ｉ）の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の販売を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（iii）前記（ｉ）に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。

（iv）受益者が、収益分配金について前記（ｉ）に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

投資制限

1.当ファンドの信託約款で定める投資制限

①投資信託証券以外への投資は、信託約款に定める範囲内で行います。

②株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。

③外貨建資産への投資制限

外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます）の投資割合には制限を設けません。

④同一銘柄の投資信託への投資制限

原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ1ファンドへの投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、約款若しくは定款等において、ファンド･オブ･ファンズにのみ取得される（販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます）ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得ができるものとします。

⑤特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑥外国為替予約取引の指図及び範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑦資金の借入れの制限

（ｉ）委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ii）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

（iii）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑧受託者による資金の立替え

（ｉ）信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

（ii）信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

（iii）立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

2.法令により禁止または制限される取引等

①同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

投資信託委託業者は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

②デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ファンドの主な投資リスク及び留意点

当ファンドの主要投資対象は、米国債券市場及びユーロ債券市場の国債等公共債・国際機関債・社債等に投資する日本籍及びルクセンブルグ籍の投資信託証券であり、当該投資信託証券は、値動きのある有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。従って、**当ファンドは投資元本が保証されているものではありません。**また、当ファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。
後記の各リスクにより最終的な組入有価証券の価格が値下りすることにより、当ファンドの基準価額が下落し、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**
以下は、当ファンドに関して考えられ得る主な投資リスク及び留意点です。ただし、以下の記述は全てのリスク及び留意点を網羅したものではありません。

《投資リスク》

①価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする日本籍及びルクセンブルグ籍の投資信託証券は、主に米国債券市場及びユーロ債券市場の公社債等を投資対象としていますが、債券の価格はその発行体の政治状況及び財政状況、経営状況及び財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。当該債券の価格が下落した場合には当ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

②金利変動リスク

債券価格は、金利変動により価格が変動します。一般的に金利が上昇した場合、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、債券の償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなる可能性があります。

③信用リスク

・発行者の財務内容の悪化等により債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。当ファンドが最終的に投資する債券の発行体の財政状況及び一般的な経済状況または経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該債券の価格は信用リスクの上昇により値下りし、ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
・債券の発行体が破産した場合は、投資資金を回収することができなくなることがあります。その結果、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
・当ファンドのポートフォリオの平均格付は、原則としてシングルA格〔A－格（スタンダード&プアーズ社）/A3格（ムーディーズ社）〕以上とすることを目指します。また、当ファンドが組入れる投資信託証券が投資対象とする個別債券の格付は、原則として、投資適格債（トリプルB格（BBB－/Baa3）以上）とし、信用リスクの低減を図ります。

④為替変動リスク

・外貨建資産に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。
・当ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、最終的な投資対象である米国債券市場及びユーロ債券市場の公社債等は外貨建であり、原則として為替ヘッジは行いません。従って、ファンドの基準価額は、円安になると上昇する傾向が、反対に円高になると下落する傾向があります。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となり損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑤流動性リスク

・急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、債券等を市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合には、当該債券等の価格の下落により、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

《留意点》

①分配金に関する留意点

当ファンドは、毎決算時に、原則として収益分配方針により分配を行いますが、分配金額はあらかじめ確定されているものではなく、ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

②規制の変更に関する留意点

・当ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性があります。
・将来規制が変更された場合、当ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

③その他の留意点

・前記以外にも、最終的な組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
・証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態により基準価額の算出が不能となることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落を招くことがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。また基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを購入できなくなります。

一般的な留意点

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
・投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
・銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中は信託報酬及びその他費用等がかかります。
・投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

ファンドのしくみ

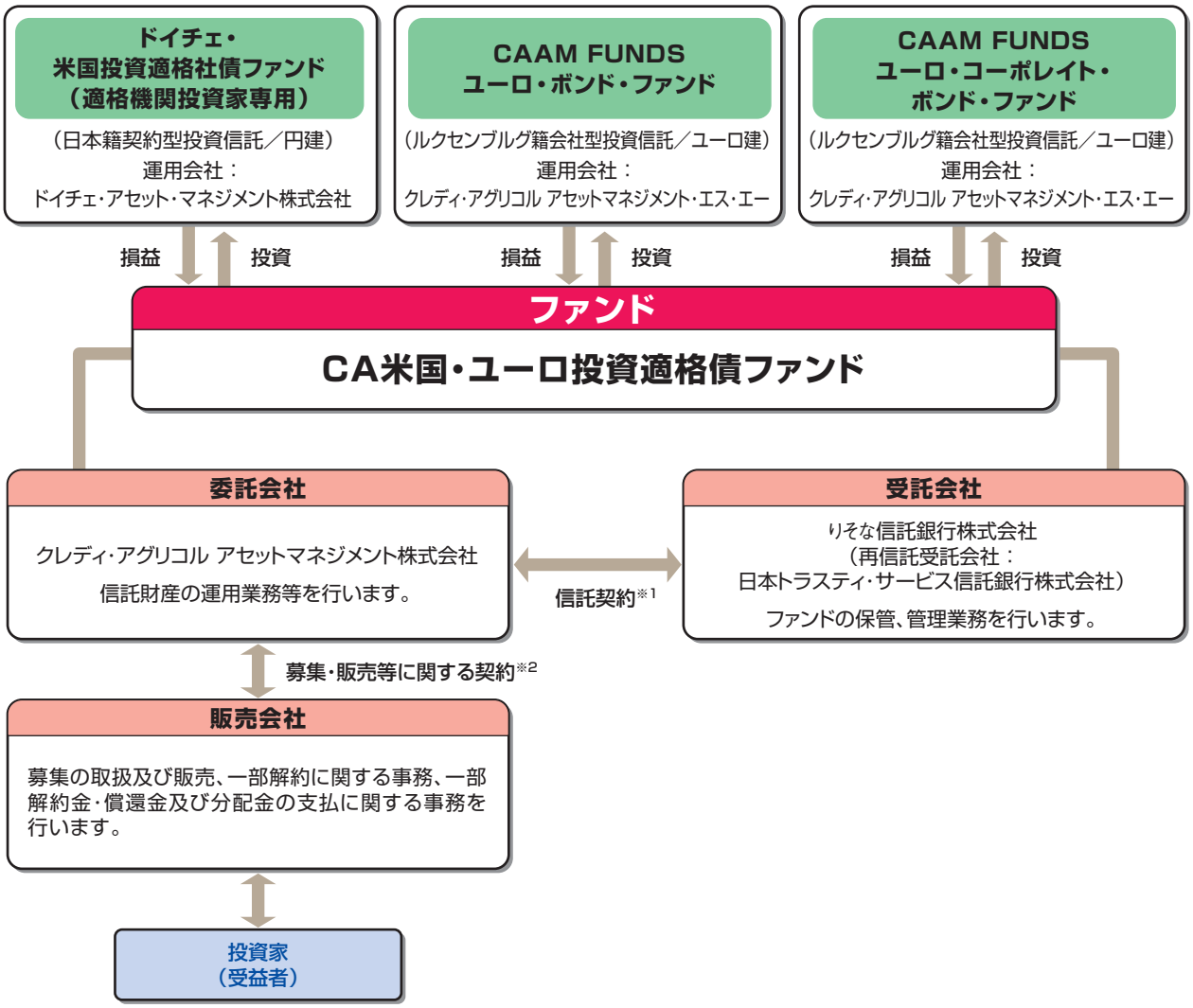

※1　信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2　募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金及び償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

委託会社の概要

名　　称　：クレディ･アグリコル アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名　：代表取締役　青野 晴延
本店の所在の場所　：東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

①委託会社の資本金

3億円（有価証券届出書提出日現在）

②委託会社の沿革

昭和61年 7 月 1 日	「インドスエズ･アセット･マネージメント･ジャパン･リミテッド」設立
昭和63年 6 月 8 日	証券投資顧問業の登録
平成 元 年 1 月31日	投資一任契約にかかる業務の認可
平成 2 年 7 月20日	「インドスエズ･ガートモア･アセット･マネージメント株式会社」に商号変更
平成 6 年 9 月20日	「インドスエズ･ガートモア投資顧問株式会社」に商号変更
平成 7 年10月 2 日	「インドスエズ投資顧問株式会社」に商号変更
平成 9 年 9 月 1 日	「インドカム投資顧問株式会社」に商号変更
平成10年 9 月30日	「インドカム･アセット･マネージメント投信株式会社」に商号変更
平成10年11月24日	証券投資信託委託業の免許取得
平成13年 4 月25日	「クレディ･アグリコル アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年 9 月30日	投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録

③大株主の状況

（有価証券届出書提出日現在）

株　主　名	住　所	所有株数	所有比率
クレディ･アグリコル アセットマネジメント･エス･エー	フランス共和国 パリ市 パスツール大通り 90番地 75015	23,200株	100%

④現況

《クレディ･アグリコル･グループ概要》

クレディ･アグリコル･グループは、1894年に設立された、フランス最大級のリテールバンク、クレディ･アグリコル エス･エーを中核とする金融グループです。
クレディ･アグリコル エス･エーは、欧州大陸第1位のユニバーサルバンク※1（地銀41行、従業員数約77,000人超、11,000支店※2）であり、フランス国内で上位の格付を取得しております（スタンダード&プアーズ社：AA－格、ムーディーズ社：Aa2格、フィッチ社：AA格※2）。
クレディ･アグリコル･グループの業務内容は、商業銀行部門、地方銀行部門、資産運用部門、生命保険部門、損害保険部門、コンサルタント部門等と広範囲にわたっております。
また、2003年6月にフランス大手銀行クレディ･リヨネを買収したことで、ユーロ圏最大級の金融グループとなっております。

※1　自己資本（第一分類）は849.37億米ドル（出所：The Banker, July 2007）に基づきます。
※2　2006年12月末現在

《クレディ･アグリコル アセットマネジメント株式会社概要》

クレディ･アグリコル アセットマネジメント株式会社は、グループの資産運用会社であるクレディ･アグリコル アセットマネジメント･エス･エー（フランス）の100%子会社で、日本における資産運用ビジネスの拠点として、1986年以来、日本のお客様に資産運用サービスを提供しております。
現在、クレディ･アグリコル アセットマネジメント株式会社は、日本株式の運用拠点としてパリ本社運用チームと連携した日本株式アクティブ運用を行っており、リスク軽減型ストラクチャード商品を中心とする投資信託を多数設定、欧州株式、欧州債券、オルタナティブをはじめとする機関投資家向商品など、幅広い商品提供を行っております。

運用体制及びリスク管理体制

《当ファンドの運用体制》

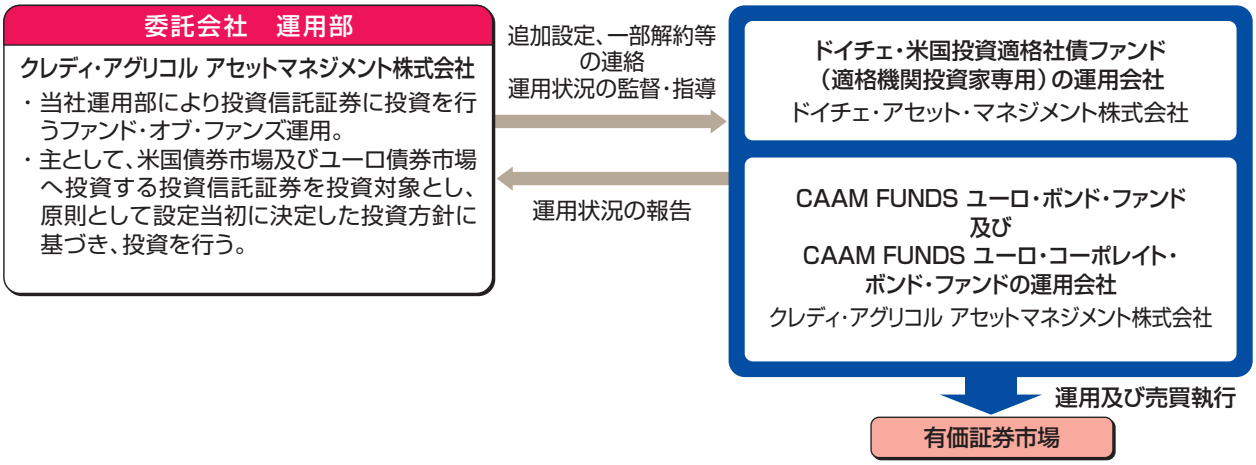

ファンドの運用に関して当社では以下（抜粋）の社内規則・規程・ガイドラインを設けております。

・分配金決定委員会規程
・コール・ローンの取り手選定に係る規程
・外部委託先選定・管理規則
・資金の借り入れに係る業務規則等

《内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織及びファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制》

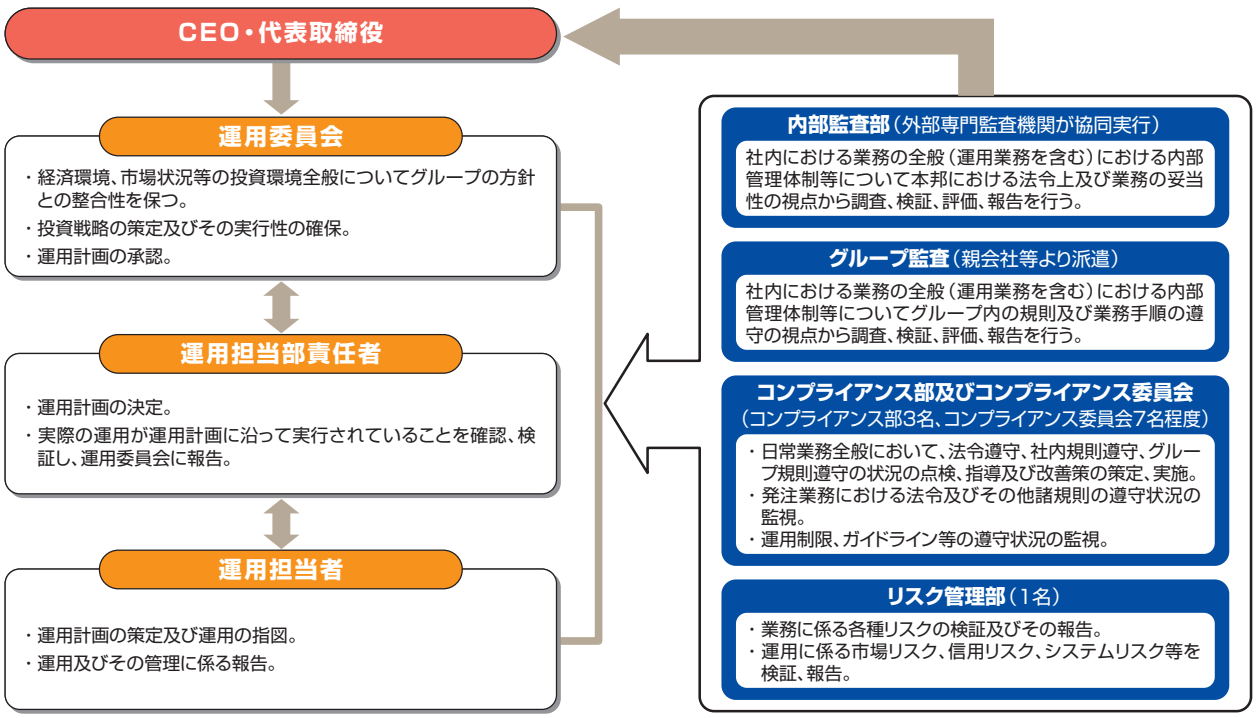

当ファンドの運用においては、当社の運用部における運用担当者がその上長である運用担当責任者及び運用委員会の監督のもと、当ファンドの投資先である「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」の運用会社であるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及び「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド」の運用会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーが目論見書（信託約款）上のファンド個別の投資目的、投資対象、分配方針等が確保されているかを、確認、監督します。また、投資制限等や関連諸法令及び社団法人投資信託協会規則に沿った運用及び管理が行われているかをコンプライアンス部が日次で監視・報告し、是正等指導が必要な事項が発見された場合には、速やかに、当該事項担当者に連絡をとり必要な措置を取るよう指示します。その中で重要な事項についてはコンプライアンス委員会に報告します。

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、独立した監査法人が、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づき監査を行っており、受託会社より、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を定期的に受取っています。

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

《リスク管理体制》

クレディ･アグリコル アセットマネジメント株式会社ではリスク管理を徹底すべく、以下のように2段階でリスクのモニター･管理を行っております。

①運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当する運用部は、企画本部からのフィードバックをもとにリスク・パフォーマンス状況の検討、組入投資信託証券のリスク試算等を行い、リスク管理が運用プロセスの重要な一部であるとの認識に立って、運用の決定を行います。またコンプライアンス部とともに、ファンドの投資制限、運用に係る社内規程、関連法規の遵守を徹底しております。

②業務上のリスク管理

コンプライアンス部では、現在以下の事項を実施しています。

（ｉ）ファンド毎に、目論見書（信託約款）上のファンド個別の投資制限や投信法及び社団法人投資信託協会規則等に基づくチェック項目がシステムにプログラムされ、日次ベースでコンプライアンス担当者が運用状況を検証します。

（ii）投資制限等に違反等が見つかった場合は、運用担当者に連絡し事情を確認します。市場変動等外的要因による“一時的な違反等”とみなせる場合も含め、適切にポジションの改善が図られるまで日次で確認及び運用担当者との連絡を続けます。

（iii）運用状況の確認の結果は、毎月開かれるコンプライアンス委員会（メンバーは常勤取締役、執行役員、コンプライアンス部長、法務部長、リスクマネジメント部長、業務管理本部長、運用本部長）に報告されます。同委員会においては、運用状況の結果報告の他、重大なコンプライアンス事案（含む不祥事件・顧客クレーム・トラブル等）の発生事実、事実調査結果、対応策・事後対策の状況報告や議論がなされ、必要な方策を講じています。

（iv）コンプライアンス委員会のなかでは、運用・業務管理・システム（IT）等に対するリスク管理に係る月次報告がリスクマネジメント部長によって行われます。この報告をもとに、より堅固なリスク管理体制の構築のために検証、議論がなされています。

申込（販売）の手続等

《お申込みについて》

原則として毎営業日お申込みできます。

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けたもの（当該取得の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込日がファンドの休業日※にあたる場合はお申込みできません。

※東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合を指します。

申込期間	平成20年2月10日（日）から 平成21年2月 9 日（月）まで※

※申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

《お申込単位》

1万円以上1円単位または1万口以上1万口単位

お申込みには「自動けいぞく投資コース」と、「一般コース」の2つがあります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

＊「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。

＊「一般コース」は、収益分配時に分配金を受取るコースです。

前記コースについて、途中で変更することはできません（ただし、全保有受益権売却後に新たにご購入される場合を除きます）。
また、販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、受益権の取得申込を行う「定時定額購入取引（積立）」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ）を取扱う場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

《お申込価額》

お申込受付日の翌営業日の基準価額

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむ得ない事情があるときには、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を取消すことができます。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

換金（解約）の手続等

《途中換金について》

※途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

原則として毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。

途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けたもの（当該換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込日がファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。

《換金単位》

1口単位または1万口単位

《換金価額》

換金請求受付日の翌営業日の基準価額

《基準価額、換金価額及び販売会社について委託会社の照会先》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社　お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）
受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時
（半日営業日は午前9時～午前11時半）
インターネットホームページ：http://www.caam.co.jp

《途中換金の請求の受付を中止する特別な場合》

（i）委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消すことができます。

（ii）途中換金が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、途中換金中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

《受益権の買取》

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。
買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

お客さまに直接ご負担いただく費用・税金

時　　期	項　　目	費　用・税　金
申　込　時	申込手数料※1	2.1%（税抜2.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。
途中換金時	所得税及び地方税	換金価額※2の個別元本超過額※3に対して課税されます。
収益分配時	所得税及び地方税	普通分配金に対して課税されます。
償　還　時	所得税及び地方税	償還時の個別元本超過額※3に対して課税されます。
買取請求時※4	―	原則として、買取時に源泉徴収は行われず、譲渡益に係る税金は確定申告によりお支払いいただくことになります。

※1　詳しくは販売会社にお問合せください。また、委託会社のインターネットホームページ（http://www.caam.co.jp.）でも販売会社のお申込手数料等がご覧いただけます。
※2　途中換金時の換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
※3　お客さまの個別元本（受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税相当額は含まれません）をいいます）を上回る金額に対して課税されます。
※4　買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。
税制が変更・改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
当ファンドの会計上･税務上のお取扱いについては、あらかじめ会計士･税理士にご確認ください。

ファンドで間接的にご負担いただく費用

《信託報酬》

ファンドから支払われる費用は下記の通りです。

時　期	信託報酬		
毎　日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、年率0.8715%（税抜0.83%）以内（平成19年11月30日現在 0.7665%（税抜0.73%））を乗じて得た金額	
	信託報酬の配分	委　託　会　社	年率0.21%（税抜0.20%）以内（平成19年11月30日現在 0.21%（税抜0.20%））
		販　売　会　社	年率0.63%（税抜0.60%）以内（平成19年11月30日現在 0.525%（税抜0.50%））
		受　託　会　社	年率0.0315%（税抜0.03%）

委託会社は、受託会社の同意のうえ、上記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。
信託報酬は、毎計算期間末、または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

なお、当ファンドは、主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。
上記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。

組入投資信託証券とその信託報酬は下記の通りです。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の名称	信託報酬
ドイチェ·米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）	年率0.5775% （税抜0.55%）
CAAM FUNDS ユーロ·ボンド·ファンド	年率0.40%※ （毎月分配クラス）
CAAM FUNDS ユーロ·コーポレイト·ボンド·ファンド	年率0.40%※ （毎月分配クラス）

※ 内訳　運用会社：年率0.30%、その他管理事務：年率0.10%
※ 日本国外においてかかる費用（日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬等）に関しては、消費税が課されません。

《実質的な信託報酬等》

当ファンドの信託報酬に当ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬等を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬は、概算値で以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

受益者の方にご負担いただく実質的な信託報酬		りそなペア・インカム信託報酬		組入投資信託証券信託報酬
①上限※1 1.449 % ②平成19年11月30日現在 約1.2492 %※2 （税込・概算値）	＝	①約款で定める上限 0.8715 % ②平成19年11月30日現在 0.7665 %	＋	0.5775 % ～ 0.40 %

※1 当ファンドの「①約款で定める上限信託報酬（0.8715%）」に、組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（0.5775%）を加算しております。
※2 組入投資信託証券の各組入比率を考慮して算出しております。
上記の信託報酬は、税込・年率です。

《その他の手数料等》

①資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

②信託事務等の諸費用

1）信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

2）信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、信託契約締結日から6ヵ月毎の計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

〈監査費用について〉

当信託財産においては決算財務諸表の監査を年2回受けるため、信託財産の純資産総額規模にしたがって、監査費用が年間最低80万円から最高150万円までかかります。

純資産総額	監査費用（年間）
80億円未満	80万円
80億円以上120億円未満	110万円
120億円以上200億円未満	140万円
200億円以上	150万円

第1計算期間の監査費用については、設定日の純資産総額に基づいて決定します。ファンド設定後は年2回監査費用見直しの基準日を設け、当該基準日の純資産総額に基づいて翌監査期間から適用される監査費用を決定します。

③ファンドの最終的な組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用並びに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

＊その他の手数料等については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

＊費用の合計額については、お申込金額・口数や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金の取扱

課税については、次のような取扱となります。なお、税法が変更･改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

①個別元本について

（ｉ）追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ii）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（iii）同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（iv）受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「③収益分配金の課税について」を参照）。

②途中換金時及び償還時の課税について

途中換金時及び償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③収益分配金の課税について

追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、次の通りとなります。

（ｉ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

（ii）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④個人、法人別の課税の取扱いについて

（1） 個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	源泉税率	方法
途中換金時 償　還　時	平成21年3月31日まで	10% 所得税（7%）地方税（3%）	途中換金時及び償還時の個別元本超過額に対して源泉徴収（申告不要※）されます。
	平成21年4月1日以降	20% 所得税（15%）地方税（5%）	
収益分配時	平成21年3月31日まで	10% 所得税（7%）地方税（3%）	収益分配金のうち、「普通分配金」に対して源泉徴収（申告不要※）されます。「特別分配金」には課税されません。
	平成21年4月1日以降	20% 所得税（15%）地方税（5%）	

※ 確定申告により総合課税の選択もできます。

（2） 法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	源泉税率	方法
途中換金時 償　還　時	平成21年3月31日まで	7% 所得税（7%）	途中換金時及び償還時の個別元本超過額に対して源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。
	平成21年4月1日以降	15% 所得税（15%）	
収益分配時	平成21年3月31日まで	7% 所得税（7%）	収益分配金のうち、「普通分配金」に対して源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。「特別分配金」には課税されません。
	平成21年4月1日以降	15% 所得税（15%）	

⑤買取請求時の課税

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税していただきます。
買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。
当ファンドの会計上・税務上の取扱については、あらかじめ会計士･税理士にご確認ください。
税法が変更・改正された場合には、前記の内容が変更になることがあります。

管理及び運営の概要

《資産の評価》

（ｉ）基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（ii）基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞、オープン基準価格「ＣＡアセット」の欄に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。
ファンドの基準価額について委託会社の照会先は後記の通りです。

クレディ･アグリコル アセットマネジメント株式会社　お客様サポートライン
電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）
受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時
（半日営業日は午前9時～午前11時半）
インターネットホームページ：http://www.caam.co.jp

《保管》

該当事項はありません。

《信託期間》

信託期間は無期限とします。ただし、後記「《その他》（ｉ）信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

《計算期間》

（ｉ）この信託の計算期間は、**毎月13日から翌月12日まで**とすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成16年1月13日までとします。
（ii）各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

《受益者の権利等》

受益者は主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び換金（買取）請求権を有しています。

《その他》

（ｉ）信託の終了

ａ．委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｉ．信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合

ii．信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

iii．やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

1）委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

2）前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

3）当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

4）委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

5）前記2）から4）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2）の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。

ｂ．委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｃ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「(ii) 信託約款の変更」のｃ．の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。

ｄ．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ii) 信託約款の変更

ａ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ｂ．前記ａ．の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
ｃ．前記ｂ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記の信託約款の変更をしません。
ｄ．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
ｅ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記ａ．からｄ．までの規定に従います。

(iii) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(iv) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(v) 運用報告書の作成

委託会社は、5月と11月の計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

(vi) ファンドが使用する愛称について

当ファンドは愛称として、「りそな　ペア・インカム」もしくは「デュアル・インカム」という名称を用いることがあり、販売会社によって異なる愛称を用いることがあります。

内国投資信託受益証券事務の概要

（1）受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者名簿

作成いたしません。

（3）受益者等に対する特典

該当するものはありません。

（4）受益権の譲渡制限の内容

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。

（8）質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

その他ファンドの情報

（1）内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます）。
格付は取得していません。

（2）発行価額の総額

継続申込期間：平成20年2月10日（日）から平成21年2月9日（月）まで
5,000億円を上限とします（なお、前記金額には、申込手数料及び申込手数料にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます）は含まれていません）。

（3）振替機関に関する事項

振替機関は下記の通りです。
株式会社 証券保管振替機構

（4）日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

（5）有価証券届出書の写しの縦覧

該当事項はありません。

（6）クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

（7）ファンドの愛称に関する事項

当ファンドは愛称として、「りそな ペア・インカム」もしくは「デュアル・インカム」という名称を用いることがあり、販売会社によって異なる愛称を用いることがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は、後記の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等
- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営
- 1 資産管理等の概要
  - （1）資産の評価
  - （2）保管
  - （3）信託期間
  - （4）計算期間
  - （5）その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況
- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

ファンドの運用状況

(1) 投資状況

信託財産の構成（平成 19 年 12 月 28 日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計（千円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	34,245,549	48.75
投資証券	ルクセンブルグ	35,007,721	49.84
預金、その他資産（負債控除後）		979,776	1.39
合計（純資産総額）		70,233,047	100.00

（注 1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいい、小数点第 3 位以下切捨てで表示しております。
（注 2）金額の単位未満は切捨てです。
（注 3）平成 19 年 12 月 28 日における外貨建純資産（35,007,721 千円）の純資産総額（70,233,047 千円）に対する比率は 49.84% です。
（注 4）外貨建資産は、計算日の各外貨建資産評価額を当日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。
なお、平成 19 年 12 月 28 日における邦貨換算レートは 1 ユーロ＝ 166.66 円です。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

平成19年12月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量（口）	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
日本	投資信託受益証券	ﾄﾞｲﾁｪ・米国投資適格社債ﾌｧﾝﾄﾞ（適格機関投資家専用）	36,894,580,831	0.9139	33,717,957,421	0.9282	34,245,549,927	48.75
ﾙｸｾﾝﾌﾞﾙｸﾞ	投資証券	CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド I2 ｸﾗｽ	1,813,109	15,436.12	27,987,378,890	15,444.38	28,002,348,366	39.87
ﾙｸｾﾝﾌﾞﾙｸﾞ	投資証券	CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド I2 ｸﾗｽ	476,359	14,697.74	7,001,403,300	14,706.07	7,005,372,800	9.97

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいい、小数点第 3 位以下切捨てで表示しております。

種類別組入比率

平成19年12月28日現在

	純資産総額に対する比率(%)
投資信託受益証券	48.75
投資証券	49.84

②投資不動産物件

該当事項ありません。

③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（3）運用実績

①純資産の推移
平成 19 年 12 月末日及び同日前 1 年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期　間	純資産総額（円） 分配落	純資産総額（円） 分配付	1万口当たりの 純資産額（円） 分配落	1万口当たりの 純資産額（円） 分配付
第1特定期間末　（平成16年 5月12日）	12,174,568,901	12,351,311,856	10,069	10,284
第2特定期間末　（平成16年11月12日）	34,573,452,533	35,200,789,586	10,059	10,317
第3特定期間末　（平成17年 5月12日）	59,811,457,795	61,063,290,923	9,872	10,130
第4特定期間末　（平成17年11月14日）	87,638,913,139	89,604,276,715	10,227	10,485
第5特定期間末　（平成18年 5月12日）	84,586,375,087	86,834,437,158	9,638	9,896
第6特定期間末　（平成18年11月13日）	85,996,992,640	88,276,719,974	10,350	10,613
第7特定期間末　（平成19年 5月14日）	78,208,482,832	80,419,326,764	10,640	10,928
第8特定期間末　（平成19年 11月12日）	70,113,407,816	72,161,126,225	9,961	10,249
第9特定期間中　（平成19年 12月12日）	69,109,185,178	69,445,006,831	9,878	9,926
平成18年12月末日	84,378,591,815	－	10,536	－
平成19年 1月末日	82,598,415,995	－	10,605	－
平成19年 2月末日	79,301,735,948	－	10,555	－
平成19年 3月末日	77,820,617,123	－	10,468	－
平成19年 4月末日	78,439,429,053	－	10,661	－
平成19年 5月末日	77,240,421,024	－	10,637	－
平成19年 6月末日	76,410,944,185	－	10,655	－
平成19年 7月末日	73,692,837,906	－	10,384	－
平成19年 8月末日	71,720,730,835	－	10,123	－
平成19年 9月末日	71,942,913,841	－	10,170	－
平成19年10月末日	72,621,678,294	－	10,304	－
平成19年11月末日	69,768,609,933	－	9,958	－
平成19年 12月末日	70,233,047,253	－	10,072	－

（注）純資産額分配付は、特定期間末の純資産額に、特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。また、1万口当たりの純資産額（分配付）は、特定期間末の1万口当たりの純資産額に特定期間中に支払われた1万口当たりの分配金の合計を加算しております。

②分配の推移

期　間	1口当たりの分配金
第1特定期間	(0.0215 円)
第1計算期間 (自　平成15年11月14日) (至　平成16年 5月13日)	0.0043 円
第2計算期間 (自　平成16年 1月14日) (至　平成16年 2月12日)	0.0043 円
第3計算期間 (自　平成16年 2月13日) (至　平成16年 3月12日)	0.0043 円
第4計算期間 (自　平成16年 3月13日) (至　平成16年 4月12日)	0.0043 円
第5計算期間 (自　平成16年 4月13日) (至　平成16年 5月12日)	0.0043 円
第2特定期間	(0.0258 円)
第6計算期間 (自　平成16年 5月13日) (至　平成16年 6月14日)	0.0043 円
第7計算期間 (自　平成16年 6月15日) (至　平成16年 7月12日)	0.0043 円
第8計算期間 (自　平成16年 7月13日) (至　平成16年 8月12日)	0.0043 円
第9計算期間 (自　平成16年 8月13日) (至　平成16年 9月13日)	0.0043 円
第10計算期間 (自　平成16年 9月14日) (至　平成16年10月12日)	0.0043 円
第11計算期間 (自　平成16年10月13日) (至　平成16年11月12日)	0.0043 円
第3特定期間	(0.0258 円)
第12計算期間 (自　平成16年11月13日) (至　平成16年12月13日)	0.0043 円
第13計算期間 (自　平成16年12月14日) (至　平成17年 1月12日)	0.0043 円
第14計算期間 (自　平成17年 1月13日) (至　平成17年 2月14日)	0.0043 円
第15計算期間 (自　平成17年 2月15日) (至　平成17年 3月14日)	0.0043 円
第16計算期間 (自　平成17年 3月15日) (至　平成17年 4月12日)	0.0043 円
第17計算期間 (自　平成17年 4月13日) (至　平成17年 5月12日)	0.0043 円

第4特定期間	(0.0258 円)
第18計算期間 (自 平成17年 5月13日) (至 平成17年 6月13日)	0.0043 円
第19計算期間 (自 平成17年 6月14日) (至 平成17年 7月12日)	0.0043 円
第20計算期間 (自 平成17年 7月13日) (至 平成17年 8月12日)	0.0043 円
第21計算期間 (自 平成17年 8月13日) (至 平成17年 9月12日)	0.0043 円
第22計算期間 (自 平成17年 9月13日) (至 平成17年10月12日)	0.0043 円
第23計算期間 (自 平成17年10月13日) (至 平成17年11月14日)	0.0043 円
第5特定期間	(0.0258 円)
第24計算期間 (自 平成17年11月15日) (至 平成17年12月12日)	0.0043 円
第25計算期間 (自 平成17年12月13日) (至 平成18年 1月12日)	0.0043 円
第26計算期間 (自 平成18年 1月13日) (至 平成18年 2月13日)	0.0043 円
第27計算期間 (自 平成18年 2月14日) (至 平成18年 3月13日)	0.0043 円
第28計算期間 (自 平成18年 3月14日) (至 平成18年 4月12日)	0.0043 円
第29計算期間 (自 平成18年 4月13日) (至 平成18年 5月12日)	0.0043 円
第6特定期間	(0.0263 円)
第30計算期間 (自 平成18年 5月13日) (至 平成18年 6月12日)	0.0043 円
第31計算期間 (自 平成18年 6月13日) (至 平成18年 7月12日)	0.0043 円
第32計算期間 (自 平成18年 7月13日) (至 平成18年 8月14日)	0.0043 円
第33計算期間 (自 平成18年 8月15日) (至 平成18年 9月12日)	0.0043 円
第34計算期間 (自 平成18年 9月13日) (至 平成18年10月12日)	0.0043 円
第35計算期間 (自 平成18年10月13日) (至 平成18年11月13日)	0.0048 円
第7特定期間	(0.0288 円)
第36計算期間 (自 平成18年11月14日) (至 平成18年12月12日)	0.0048 円

	第37計算期間 （自　平成18年12月13日） （至　平成19年　1月12日）	0.0048 円
	第38計算期間 （自　平成19年　1月13日） （至　平成19年　2月13日）	0.0048 円
	第39計算期間 （自　平成19年　2月14日） （至　平成19年　3月12日）	0.0048 円
	第40計算期間 （自　平成19年　3月13日） （至　平成19年　4月12日）	0.0048 円
	第41計算期間 （自　平成19年　4月13日） （至　平成19年　5月14日）	0.0048 円
第8特定期間		（0.0288 円）
	第42計算期間 （自　平成19年　5月15日） （至　平成19年　6月12日）	0.0048 円
	第43計算期間 （自　平成19年　6月13日） （至　平成19年　7月12日）	0.0048 円
	第44計算期間 （自　平成19年　7月13日） （至　平成19年　8月13日）	0.0048 円
	第45計算期間 （自　平成19年　8月14日） （至　平成19年　9月12日）	0.0048 円
	第46計算期間 （自　平成19年　9月13日） （至　平成19年10月12日）	0.0048 円
	第47計算期間 （自　平成19年10月13日） （至　平成19年11月12日）	0.0048 円
第9特定期間中		（0.0048 円）
	第48計算期間 （自　平成19年11月13日） （至　平成19年12月12日）	（0.0048 円）

（注）第 9 特定期間（第 48 計算期間から第 53 計算期間）は平成 19 年 11 月 13 日から平成 20 年 5 月 12 日までです。

③収益率の推移

期　間	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	自　平成15年11月14日 至　平成16年　5月12日	2.8
第2特定期間	自　平成16年　5月13日 至　平成16年11月12日	2.5
第3特定期間	自　平成16年11月13日 至　平成17年　5月12日	0.7
第4特定期間	自　平成17年　5月13日 至　平成17年11月14日	6.2
第5特定期間	自　平成17年11月15日 至　平成18年　5月12日	△3.2
第6特定期間	自　平成18年　5月13日 至　平成18年11月13日	10.1
第7特定期間	自　平成18年11月14日 至　平成19年　5月14日	5.6
第8特定期間	自　平成19年　5月15日 至　平成19年11月12日	△3.7

(注) 収益率は以下の計算式により算出しております。
（当該特定期間末分配付基準価額－当該特定期間の直前の特定期間末分配落基準価額）÷（当該特定期間の直前の特定期間末分配落基準価額）× 100
ただし、第１特定期間については「当該特定期間の直前の特定期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

ファンドの財務ハイライト情報

■以下の情報は、有価証券届出書「第三部　ファンドの詳細情報　第４　ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
■ファンドの「財務諸表」について、前特定期間（平成 18 年 11 月 14 日から平成 19 年５月 14 日まで）及び当特定期間（平成 19 年５月 15 日から平成 19 年 11 月 12 日まで）は、あらた監査法人による監査を受けております。
また、当該監査法人による監査報告書は、「第三部　ファンドの詳細情報　第４　ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

（1）貸借対照表

区分	注記番号	前期 （平成19年5月14日現在）	当期 （平成19年11月12日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,675,573,470	1,395,434,863
証券投資信託受益証券		38,551,454,731	34,505,959,740
投資証券		38,425,602,755	34,635,458,672
未収入金		90,062,774	－
未収利息		16,985	14,145
流動資産合計		78,742,710,715	70,536,867,420
資産合計		78,742,710,715	70,536,867,420
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		352,831,535	337,865,033
未払解約金		131,791,873	37,830,001
未払受託者報酬		2,155,343	1,932,107
未払委託者報酬		46,699,132	45,082,463
その他未払費用		750,000	750,000
流動負債合計		534,227,883	423,459,604
負債合計		534,227,883	423,459,604
純資産の部			
元本等			
元本	※1,2	73,506,569,966	70,388,548,747
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		4,701,912,866	△275,140,931
（分配準備積立金）		(4,091,825,360)	(3,968,420,435)
剰余金合計	※3	4,701,912,866	△275,140,931
元本等合計		78,208,482,832	70,113,407,816
純資産合計		78,208,482,832	70,113,407,816
負債・純資産合計		78,742,710,715	70,536,867,420

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	前期 (自　平成18年11月14日 至　平成19年 5月14日)	当期 (自　平成19年 5月15日 至　平成19年11月12日)
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取配当金		2,472,942,953	2,327,635,841
受取利息		1,457,494	2,146,606
有価証券売買等損益		△676,172,582	△4,696,550,675
為替差損益		3,012,861,124	△124,345,280
営業収益合計		4,811,088,989	△2,491,113,508
営業費用			
受託者報酬		12,791,596	11,584,577
委託者報酬		277,151,193	260,370,809
その他費用		750,000	750,000
営業費用合計		290,692,789	272,705,386
営業利益金額又は営業損失金額（△）		4,520,396,200	△2,763,818,894
経常利益金額又は経常損失金額（△）		4,520,396,200	△2,763,818,894
当期純利益金額又は当期純損失金額（△）		4,520,396,200	△2,763,818,894
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		42,638,187	－
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		－	8,447,030
期首剰余金		2,910,315,447	4,701,912,866
剰余金増加額		83,600,958	65,347,461
（当期追加信託に伴う剰余金増加額）		(83,600,958)	(65,347,461)
剰余金減少額		558,917,620	239,310,985
（当期一部解約に伴う剰余金減少額）		(558,917,620)	(239,310,985)
分配金	※1	2,210,843,932	2,047,718,409
期末剰余金又は期末欠損金		4,701,912,866	△275,140,931

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自　平成18年11月14日 至　平成19年 5月14日)	当期 (自　平成19年 5月15日 至　平成19年11月12日)
1　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)証券投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該証券投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資証券の基準価額で評価しております。	(1)証券投資信託受益証券 同左 (2)投資証券 同左
2　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、証券投資信託受益証券および投資証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。	受取配当金 同左

項目	前期 （自　平成18年11月14日 至　平成19年 5月14日）	当期 （自　平成19年 5月15日 至　平成19年11月12日）
4　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	（1）外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 （2）特定期間末日の取扱い 平成18年11月12日及び平成19年5月12日が休日のため、信託約款第34条により、前特定期間末日を平成18年11月13日、当特定期間末日を平成19年5月14日としており、このため、当特定期間は182日間となっております。	（1）外貨建取引等の処理基準 同左 （2）特定期間末日の取扱い 平成19年5月12日が休日のため、信託約款第34条により、前特定期間末日を平成19年5月14日としており、このため、当特定期間は182日間となっております。

追加型証券投資信託
CA米国・ユーロ投資適格債ファンド

信　託　約　款

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
CA米国･ユーロ投資適格債ファンド

運用の基本方針

約款22条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1．基本方針

当ファンドは、ファンド･オブ･ファンズの方式で運用することを基本とします。主として、米国債券市場（社債等）へ投資するファンドとユーロ債券市場（国債等公共債･国際機関債･社債等）へ投資するファンドの毎月分配クラスに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

2．運用方法

（1） 投資対象

主として、米国債券市場（社債等）へ投資する日本籍の「ドイチェ･米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」と、ユーロ債券市場（国債等公共債･国際機関債･社債等）へ投資するルクセンブルグ籍の「CAAM FUNDS ユーロ･ボンド･ファンド」及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスを主な投資対象とします。なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール･ローン及び手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。原則として、為替ヘッジは行いません。

（2） 投資態度

① 主として、米国債券市場へ投資する投資信託証券「ドイチェ･米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」及びユーロ債券市場へ投資する投資信託証券「CAAM FUNDS ユーロ･ボンド･ファンド」及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスに投資します。

② 米国債券市場へ投資する投資信託証券とユーロ債券市場へ投資する投資信託証券の組入比率は、原則として、均等配分を基本とします。委託会社の判断により、為替や各投資信託証券の基準価額の変動を考慮し、3ヵ月毎にリバランスを行います。

③ 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

④ 投資信託証券への投資にあたっては、委託会社が指定する投資信託証券を通して、分散投資を行うことを基本とします。投資信託証券への投資の結果、全体のポートフォリオの格付が、原則としてシングルA格【A-格（スタンダード&プアーズ社）/A3格（ムーディーズ社）】以上とすることを目指します。また、各投資信託証券の組入対象債券の格付は、原則として、投資適格債（トリプルB格（BBB-/Baa3）以上）とします。

⑤ 組入投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた投資信託証券は、変更されることがあります。

⑥ 資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。

（3） 投資制限

① 投資信託証券以外への投資は、約款第21条の範囲内で行います。
② 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます）の投資割合には制限を設けません。
④ 原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ1ファンドへの投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、約款若しくは定款等において、ファンド･オブ･ファンズにのみ取得される（販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます）ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得ができるものとします。

3．収益分配方針

ファンドは、毎決算時（毎月12日。休日の場合は翌営業日とします）に、原則として次の方針により分配を行います。ただし、第1回目の収益分配は、平成16年1月とします。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子･配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
② 分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
③ 留保額の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
CA米国・ユーロ投資適格債ファンド

信　託　約　款

（信託の種類、委託者及び受託者）

第１条　　この信託は、証券投資信託であり、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第２条　　受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額及び限度額）

第３条　　委託者は、金500億円を限度として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　　この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項及び第48条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　　この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割及び再分割）

第７条　　委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、500億口を限度として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法）

第８条　　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により

評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。

②委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨を通知を行います。

②＜削除＞

（受益権の申込単位、価額及び手数料等）

第12条　指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者を及び金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ）は、第7条の規定により分割された受益権を、その取得申込者に1万口以上1万口単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。 ただし、指定販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます）を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることとします。

この約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。

②前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設

されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項第1号の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます）の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がファンドの休業日（東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日（一般に米国の銀行休業日に相当）のいずれかに該当する場合を指します。以下同じ）にあたる場合は、受益権の取得の申込を受付けないものとします。

④1．第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税（以下「消費税等」といいます）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益権の価額は、1口につき1円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

2．前号の手数料の額は、2.0%を上限として指定販売会社が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。

⑤前各項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を延期することができます。

（受益証券の種類）

第13条　＜削除＞

②＜削除＞

③＜削除＞

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第16条　＜削除＞

（記名式の受益証券の再交付）

第17条　＜削除＞

（受益証券を毀損した場合等の再交付）
第18条　＜削除＞

（受益証券の再交付の費用）
第19条　＜削除＞

（投資の対象とする資産の種類）
第20条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
イ．有価証券
ロ．金銭債権
ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下同じ）
2．次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

（運用の指図範囲）
第21条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります）に投資することを指図します。
1．コマーシャル·ペーパー及び短期社債等
2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第１項第14号で定める受益証券発行信託に限ります）

また、「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。
1．「ドイチェ·米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」（日本籍）
2．「CAAM FUNDS ユーロ·ボンド·ファンド」（ルクセンブルグ籍）の毎月分配クラス
3．「CAAM FUNDS ユーロ·コーポレイト・ボンド·ファンド」（ルクセンブルグ籍）の毎月分配クラス

②委託者は、信託金を、前項各号に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール·ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（運用の基本方針）
第22条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）
第23条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図及び範囲）

第24条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（保管業務の委任）

第25条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（投資信託証券等の保管）

第26条　受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

②＜削除＞

（混蔵寄託）

第27条　金融機関または第一種金融商品取引業者から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル·ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等及び記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約請求及び有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条　委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受

益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第32条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条　この信託の計算期間は、毎月13日から翌月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成16年1月13日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第35条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第36条　信託財産に関する租税その他信託事務の処理に要する諸費用並びに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます）は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、信託契約締結日から6ヵ月毎の計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

（信託報酬等の額及び支弁の方法）

第37条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の83の率以内を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中より支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

④委託者は、受託者の同意のうえ、前記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

（収益の分配方式）

第38条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次のように処理します。ただし、第1回目の収益分配は、平成16年1月とします。

1．配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その金額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い）

第39条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い以前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の販売を行います。当該販売により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤前各項に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

⑧＜削除＞

⑨＜削除＞

（収益分配金及び償還金の時効）

第40条　受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払込と支払いに関する受託者の免責）

第41条　受託者は、収益分配金については、第39条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（一部解約）

第42条　受益者（指定販売会社を含みます）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる受益権並びに指定販売会社に帰属する受益権については1口の整数倍）をもって一部解約の実行を請求することができます。

②前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合においては、委託者は一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

④委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤前項の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

⑦前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第2項に規定する一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱）

第43条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

（信託契約の解約）

第44条　委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したとき

は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として、公告を行いません。

③前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第45条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消し等に伴う取扱い）

第46条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

第47条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

第48条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第49条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるす

べての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
③前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第50条　第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（公　告）

第51条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

付則

第１条　平成18年12月29日現在の信託約款第10条（受益証券の発行）、第11条（受益証券の発行についての受託者の認証）、第13条（受益証券の種類）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定及び受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　平成15年11月14日

委　託　者　東京都千代田区内幸町1丁目2番2号
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
代表取締役 青野 晴延

受　託　者　東京都千代田区大手町1丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社
取締役社長 新井　信彦

用語解説

委託会社	投資信託委託会社であり、「委託者」「投信会社」「運用会社」とも呼ばれます。受託会社と締結した信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）や運用報告書の作成等を行います。
運用報告書	受益者（お客さま）に、ファンドの運用実績・運用状況等をお知らせするための書類です。原則として、5月と11月の計算期間毎に委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者の皆様にお渡しします。
基準価額	ファンドを購入または途中換金する時の基準となる価額で、純資産総額を受益権総口数（ファンドを保有しているすべての受益者の保有口数）で割って算出されます。基準価額は、組入れる有価証券の値動き等により日々変動します。当ファンドでは、１万口当たりの価額で表示されます。
受託会社	信託業務を営む金融機関又は信託会社であり、「受託者」とも呼ばれます。委託会社の指図に基づき、信託財産の保管・管理や基準価額の計算を含む信託財産の計算等を行います。信託財産は、受託会社自身の財産と分別して管理されています。
純資産総額	ファンドに組入れられている株式や公社債等をすべて時価評価し、株式の配当金や公社債等の利息などの収入を加えたものから、未払金などの負債総額やファンドの運用に必要な費用などを差し引いたもので、ファンドの信託財産が全体でいくらになっているかを表す金額です。
信託期間	ファンドが設定されてから終了するまでの期間をいいます。委託会社は受託会社と合意の上、所定の手続きを行うことによって信託期間を変更することができます。
信託財産留保額	ファンドを途中換金する際に、換金時の基準価額から控除される金額です。当ファンドでは信託財産留保額を徴収しないため、換金価額は基準価額と同額になります。
信託報酬	ファンドの運用・管理にかかる費用で、ファンド毎に一定の率が決められ、ファンドの中から委託会社、受託会社、販売会社に支払われます。
設定日／信託設定日	ファンドの運用を開始する日です。ファンドについて、委託会社と受託会社が信託契約を締結します。
追加型投資信託	オープン型投資信託ともいいます。ファンドの設定・運用開始後も買付け・売却ができる投資信託のことです。
販売会社	ファンドの販売を行う会社（銀行や証券会社等の金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱のほか、換金（解約）の取扱、収益分配金・償還金の支払の取扱等を行います。
ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。投資信託証券から株式や債券などへ投資します。

愛称：りそな
ペア・インカム

愛称：りそな

ペア・インカム

CA米国・ユーロ投資適格債ファンド

追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書
（請求目論見書）

2008.2

クレディ・アグリコル　アセットマネジメント

本書は、金融商品取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う「CA米国・ユーロ投資適格債ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）の第5条の規定により有価証券届出書を平成20年2月8日に関東財務局長に提出しており、平成20年2月9日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、金融商品取引法（昭和23年法第25号）の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「CA米国·ユーロ投資適格債ファンド」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。
4. 当ファンドは投資元本及び分配金が保証されているものではありません。

（投資信託についての一般的な留意事項）

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
・投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬及びその他の費用等がかかります。
・投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主に内外の投資信託証券を通じて外貨建の債券を主要投資対象としていますので、金利変動による組入債券の価格下落や組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、為替の変動（円高となった場合）により当ファンドが最終的に投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

投資信託説明書(請求目論見書)の目次

第1　ファンドの沿革 …… 1
第2　手続等 …… 1
1 申込(販売)手続等 …… 1
2 換金(解約)手続等 …… 2
第3　管理及び運営 …… 4
1 資産管理等の概要 …… 4
①資産の評価 …… 4
②保管 …… 4
③信託期間 …… 4
④計算期間 …… 4
⑤その他 …… 4
2 受益者の権利等 …… 6
第4　ファンドの経理状況 …… 7
1 財務諸表 …… 10
2 ファンドの現況 …… 34
第5　設定及び解約の実績 …… 34

第１ ファンドの沿革

平成15年11月14日　信託契約締結、当ファンドの設定･運用開始
平成16年 7 月30日　信託約款の一部を変更し、投資対象投資信託の追加を行う
平成19年 1 月 4 日　投資信託の振替制度へ移行

第２ 手続等

1 申込（販売）手続等

①お申込みの受付場所

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店･営業所等で取扱わない場合があります。なお、販売会社については委託会社にお問合せください。委託会社の照会先は下記の通りです。

クレディ･アグリコル アセットマネジメント株式会社　お客様サポートライン
電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）
受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時
（半日営業日は午前9時～午前11時半）
インターネットホームページ：http://www.caam.co.jp

②申込期間と申込価額

原則として毎営業日お申込みできます。
ただし、ファンドの休業日※1にあたる場合はお申込みできません。

申 込 期 間	申 込 価 額
平成20年2月10日（日）から 平成21年2月 9 日（月）まで※2	申込受付日の翌営業日の 基準価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けたもの（当該取得の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。

※1 東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日(一般に米国の銀行休業日に相当)のいずれかに該当することを指します。
※2 申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を延期することができます。

③申込単位

1万円以上1円単位または1万口以上1万口単位とします。
分配金の受取方法により、お申込みには「自動けいぞく投資コース」と、「一般コース」の2つがあります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

*「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。
*「一般コース」は、収益分配時に分配金を受取るコースです。
前記コースについて、途中で変更することはできません(ただし、全保有受益権売却後に新たにご購入される場合を除きます)。
また、販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、受益権の取得申込を行う「定時定額購入取引(積立)」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ)を取扱う場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

④申込手数料

2.1%（税抜2.0%）を上限として、販売会社が定めるものとします。

手数料率については、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問合せください。
また、委託会社のインターネットホームページ（http://www.caam.co.jp）でも販売会社の申込手数料等がご覧いただけます。

⑤払込期日

申込期間において、受益権の取得申込者は、お申込みを受付けた販売会社が定める日までに、当ファンドの申込代金をお申込みの販売会社に支払うものとします。
各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社から委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。
※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

①途中換金の受付

※途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。
1）原則として、**毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。**ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
2）受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

②途中換金取扱期間と換金価額

1）途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けたもの（当該換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
2）途中換金の実行の請求の受付が、ファンドの休業日※にあたる場合においては、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。

※ 東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合を指します。

3）換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

4）換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

③換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。ファンドの換金価額について委託会社の照会先は下記の通りです。

クレディ･アグリコル アセットマネジメント株式会社　お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）
受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時
（半日営業日は午前9時～午前11時半）
インターネットホームページ：http://www.caam.co.jp

④換金単位

1口単位または1万口単位とします。

⑤換金（解約）手数料

換金(解約)手数料はかかりません。

⑥途中換金の請求の受付を中止する特別な場合

1）委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することができます。

2）途中換金が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、途中換金中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

⑦受益権の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。受益権の買取の取扱については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

第３ 管理及び運営

１ 資産管理等の概要

①資産の評価

（ｉ）基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（ii）基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞、オープン基準価格「ＣＡアセット」の欄に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は下記の通りです。

クレディ･アグリコル アセットマネジメント株式会社　お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：http://www.caam.co.jp

②保管

該当事項はありません。

③信託期間

信託期間は平成15年11月14日から無期限とします。ただし、後記「⑤その他（ｉ）信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

④計算期間

（ｉ）この信託の計算期間は、**毎月13日から翌月12日**までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成16年1月13日までとします。

（ii）各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

⑤その他

（ｉ）信託の終了

ａ．委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます(以下「繰上償還」といいます)。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｉ．信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合

ii．信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

iii．やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

1）委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

2）前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

3）当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

4）委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

5）前記2）から4）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2）の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。

b．委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

c．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「(ii)信託約款の変更」のｃ．の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。

d．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ii）信託約款の変更

a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

b．前記ａ．の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

c．前記ｂ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記の信託約款の変更をしません。

d．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

e．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記ａ.からｄ.までの規定に従います。

（iii）反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（iv）公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

（v）運用報告書の作成

委託会社は、5月と11月の計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

（vi）関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

（vii）ファンドが使用する愛称について

当ファンドは愛称として、「りそな　ペア・インカム」もしくは「デュアル・インカム」という名称を用いることがあり、販売会社によって異なる愛称を用いることがあります。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

1）受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

2）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。

3）受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

（注）「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金に対する請求権

1）受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

2）償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で

取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。

3）受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

③換金（買取）請求権

1）受益者は、1口単位または1万口単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

2）換金代金は、換金請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

④帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

⑤反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第４ ファンドの経理状況

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

（3）当ファンドは、前特定期間（平成18年11月14日から平成19年5月14日まで）の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に、また、当特定期間（平成19年5月15日から平成19年11月12日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成１９年６月２６日

クレディ・アグリコル　アセットマネジメント株式会社
　取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士

指定社員
業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCA米国･ユーロ投資適格債ファンドの平成１８年１１月１４日から平成１９年５月１４日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CA米国･ユーロ投資適格債ファンドの平成１９年５月１４日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル　アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成１９年１２月１８日

クレディ・アグリコル　アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　男澤　顕

指定社員
業務執行社員　公認会計士　松木克史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCA米国･ユーロ投資適格債ファンドの平成１９年５月１５日から平成１９年１１月１２日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CA米国･ユーロ投資適格債ファンドの平成１９年１１月１２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル　アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1 財務諸表

CA 米国・ユーロ投資適格債ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	前期 (平成19年5月14日現在)	当期 (平成19年11月12日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,675,573,470	1,395,434,863
証券投資信託受益証券		38,551,454,731	34,505,959,740
投資証券		38,425,602,755	34,635,458,672
未収入金		90,062,774	―
未収利息		16,985	14,145
流動資産合計		78,742,710,715	70,536,867,420
資産合計		78,742,710,715	70,536,867,420
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		352,831,535	337,865,033
未払解約金		131,791,873	37,830,001
未払受託者報酬		2,155,343	1,932,107
未払委託者報酬		46,699,132	45,082,463
その他未払費用		750,000	750,000
流動負債合計		534,227,883	423,459,604
負債合計		534,227,883	423,459,604
純資産の部			
元本等			
元本	※1,2	73,506,569,966	70,388,548,747
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		4,701,912,866	△275,140,931
(分配準備積立金)		(4,091,825,360)	(3,968,420,435)
剰余金合計	※3	4,701,912,866	△275,140,931
元本等合計		78,208,482,832	70,113,407,816
純資産合計		78,208,482,832	70,113,407,816
負債・純資産合計		78,742,710,715	70,536,867,420

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	前期 (自　平成18年11月14日 至　平成19年 5月14日)	当期 (自　平成19年 5月15日 至　平成19年11月12日)
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取配当金		2,472,942,953	2,327,635,841
受取利息		1,457,494	2,146,606
有価証券売買等損益		△676,172,582	△4,696,550,675
為替差損益		3,012,861,124	△124,345,280
営業収益合計		4,811,088,989	△2,491,113,508
営業費用			
受託者報酬		12,791,596	11,584,577
委託者報酬		277,151,193	260,370,809
その他費用		750,000	750,000
営業費用合計		290,692,789	272,705,386
営業利益金額又は営業損失金額（△）		4,520,396,200	△2,763,818,894
経常利益金額又は経常損失金額（△）		4,520,396,200	△2,763,818,894
当期純利益金額又は当期純損失金額（△）		4,520,396,200	△2,763,818,894
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		42,638,187	－
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		－	8,447,030
期首剰余金		2,910,315,447	4,701,912,866
剰余金増加額		83,600,958	65,347,461
（当期追加信託に伴う剰余金増加額）		(83,600,958)	(65,347,461)
剰余金減少額		558,917,620	239,310,985
（当期一部解約に伴う剰余金減少額）		(558,917,620)	(239,310,985)
分配金	※1	2,210,843,932	2,047,718,409
期末剰余金又は期末欠損金		4,701,912,866	△275,140,931

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自　平成18年11月14日 至　平成19年 5月14日)	当期 (自　平成19年 5月15日 至　平成19年11月12日)
1　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)証券投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該証券投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資証券の基準価額で評価しております。	(1)証券投資信託受益証券 同左 (2)投資証券 同左
2　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、証券投資信託受益証券および投資証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。	受取配当金 同左

項目	前期 （自　平成18年11月14日 至　平成19年 5月14日）	当期 （自　平成19年 5月15日 至　平成19年11月12日）
4　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	（1）外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 （2）特定期間末日の取扱い 平成18年11月12日及び平成19年5月12日が休日のため、信託約款第34条により、前特定期間末日を平成18年11月13日、当特定期間末日を平成19年5月14日としており、このため、当特定期間は182日間となっております。	（1）外貨建取引等の処理基準 同左 （2）特定期間末日の取扱い 平成19年5月12日が休日のため、信託約款第34条により、前特定期間末日を平成19年5月14日としており、このため、当特定期間は182日間となっております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	前期 （平成19年5月14日現在）	当期 （平成19年11月12日現在）
※１　期首元本額	83,086,677,193円	73,506,569,966円
期中追加設定元本額	1,643,022,626円	1,870,613,541円
期中解約元本額	11,223,129,853円	4,988,634,760円
※２　特定期間末日における受益権の総数	73,506,569,966口	70,388,548,747口
※３　元本の欠損	―	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は275,140,931円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 （自　平成18年11月14日 至　平成19年 5月14日）	当期 （自　平成19年 5月15日 至　平成19年11月12日）
※１　分配金の計算過程 （平成18年11月14日から平成18年12月12日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（420,001,827円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,740,213,087円）及び分配準備積立金（3,285,373,938円）より分配対象収益は7,445,588,852円（１万口当たり910.11円）であり、うち392,685,229円（１万口当たり48円）を分配金額としております。 （平成18年12月13日から平成19年1月12日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（399,086,270円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（262,734,529円）、信託約款に規定される収益調整金（3,655,664,831円）及び分配準備積立金（3,219,275,063円）より分配対象収益は7,536,760,693円（１万口当たり945.11円）であり、うち382,771,163円（１万口当たり48円）を分配金額としております。	※１　分配金の計算過程 （平成19年5月15日から平成19年6月12日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（349,885,052円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,382,180,374円）及び分配準備積立金（4,009,040,766円）より分配対象収益は7,741,106,192円（１万口当たり1,071.96円）であり、うち346,627,339円（１万口当たり48円）を分配金額としております。 （平成19年6月13日から平成19年7月12日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（385,780,606円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（75,741,117円）、信託約款に規定される収益調整金（3,371,184,759円）及び分配準備積立金（3,956,511,918円）より分配対象収益は7,789,218,400円（１万口当たり1,088.49円）であり、うち343,485,393円（１万口当たり48円）を分配金額としております。

前期 （自　平成18年11月14日 至　平成19年 5月14日）	当期 （自　平成19年 5月15日 至　平成19年11月12日）
（平成19年1月13日から平成19年2月13日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（393,467,911円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（687,644,356円）、信託約款に規定される収益調整金（3,525,281,114円）及び分配準備積立金（3,361,310,334円）より分配対象収益は7,967,703,715円（１万口当たり1,037.96円）であり、うち368,460,120円（１万口当たり48円）を分配金額としております。 （平成19年2月14日から平成19年3月12日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（353,919,973円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,432,970,614円）及び分配準備積立金（3,948,276,189円）より分配対象収益は7,735,166,776円（１万口当たり1,037.45円）であり、うち357,883,071円（１万口当たり48円）を分配金額としております。 （平成19年3月13日から平成19年4月12日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（385,227,590円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,443,266,414円）及び分配準備積立金（3,899,723,288円）より分配対象収益は7,728,217,292円（１万口当たり1,041.38円）であり、うち356,212,814円（１万口当たり48円）を分配金額としております。	（平成19年7月13日から平成19年8月13日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（338,386,874円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,366,493,158円）及び分配準備積立金（4,019,775,994円）より分配対象収益は7,724,656,026円（１万口当たり1,088.19円）であり、うち340,732,097円（１万口当たり48円）を分配金額としております。 （平成19年8月14日から平成19年9月12日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（335,052,567円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,384,834,730円）及び分配準備積立金（3,985,166,118円）より分配対象収益は7,705,053,415円（１万口当たり1,087.50円）であり、うち340,082,706円（１万口当たり48円）を分配金額としております。 （平成19年9月13日から平成19年10月12日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（383,773,366円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,385,149,455円）及び分配準備積立金（3,954,956,588円）より分配対象収益は7,723,879,409円（１万口当たり1,093.88円）であり、うち338,925,841円（１万口当たり48円）を分配金額としております。

前期 （自　平成18年11月14日 至　平成19年 5月14日）	当期 （自　平成19年 5月15日 至　平成19年11月12日）
（平成19年4月13日から平成19年5月14日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（381,184,863円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（191,970,407円）、信託約款に規定される収益調整金（3,431,525,703円）及び分配準備積立金（3,871,501,625円）より分配対象収益は7,876,182,598円（１万口当たり1,071.49円）であり、うち352,831,535円（１万口当たり48円）を分配金額としております。	（平成19年10月13日から平成19年11月12日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（335,272,947円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,390,893,299円）及び分配準備積立金（3,971,012,521円）より分配対象収益は7,697,178,767円（１万口当たり1,093.52円）であり、うち337,865,033円（１万口当たり48円）を分配金額としております。

（有価証券に関する注記）
前期（平成 19 年 5 月 14 日現在）
売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	当期の損益に含まれた評価差額(円)
証券投資信託受益証券	38,551,454,731	383,329,786
投資証券	38,425,602,755	△229,350,503
合　計	76,977,057,486	153,979,283

当期（平成 19 年 11 月 12 日現在）
売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	当期の損益に含まれた評価差額(円)
証券投資信託受益証券	34,505,959,740	△1,627,879,624
投資証券	34,635,458,672	△165,730,922
合　計	69,141,418,412	△1,793,610,546

（デリバティブ取引等に関する注記）

Ⅰ 取引の状況に関する事項

項目	前期 （自　平成18年11月14日 至　平成19年 5月14日）	当期 （自　平成19年 5月15日 至　平成19年11月12日）
１．取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
２．取引に対する取組みと利用目的	外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取りまたは支払にかかる円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	同左
３．取引に係るリスクの内容	一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び、取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。	同左
４．取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左
５．取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期（平成 19 年 5 月 14 日現在）

該当事項はありません。

当期（平成 19 年 11 月 12 日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期（自平成 18 年 11 月 14 日至平成 19 年 5 月 14 日）

該当事項はありません。

当期（自平成 19 年 5 月 15 日至平成 19 年 11 月 12 日）

該当事項はありません。

（1 口当たり情報に関する注記）

	前期 （平成19年5月14日現在）	当期 （平成19年11月12日現在）
1 口当たり純資産額 （1 万口当たり純資産額）	1.0640円 （10,640円）	0.9961円 （9,961円）

（4）附属明細表

第１有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘　　柄	証券数量	評価額	備考
証券投資信託受益証券	日本円	ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）	37,645,603,033	34,505,959,740	
	日本円　合計		37,645,603,033	34,505,959,740	
投資証券	ユーロ	CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド　毎月分配クラス	480,759	42,984,662.19	
		CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド毎月分配クラス	1,808,509	171,012,611.04	
	ユーロ　合計		2,289,268	213,997,273.23 (34,635,458,672)	
合　　計				69,141,418,412 (34,635,458,672)	

注）1．各種通貨ごとの小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2．合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	投資証券　2銘柄	100%	100%

第２有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）
当ファンドは「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券、「CAAM FUNDS ユーロ･ボンド･ファンド毎月分配クラス」及び「CAAM FUNDS ユーロ･コーポレイト･ボンド･ファンド毎月分配クラス」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「証券投資信託受益証券」及び「投資証券」は、それぞれ上記投資信託の受益証券です。
「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド毎月分配クラス」及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド毎月分配クラス」は、それぞれ「CAAM FUNDS EURO BOND FUND POOL」及び「CAAM FUNDS EURO CORPORATE BOND FUND POOL」として、他のシェアクラスと合同運用されております。
なお、「ドイチェ･米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」、「CAAM FUNDS ユーロ･ボンド･ファンド毎月分配クラス」及び「CAAM FUNDS ユーロ･コーポレイト･ボンド･ファンド毎月分配クラス」の状況は次の通りです。

「ドイチェ･米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」、「CAAM FUNDS ユーロ･ボンド･ファンド毎月分配クラス」及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド毎月分配クラス」の状況

以下に記載した 1.「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」の状況の情報は、前期より同投資信託の運用会社であるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が同投資信託の決算日に作成する正式財務諸表から一部抜粋して開示しております。

また、以下に記載した 2.「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド毎月分配クラス」の状況及び 3.「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド毎月分配クラス」の状況の情報は、委託会社が同投資信託の保管銀行、管理事務代行会社である CACEIS バンク・ルクセンブルグ・エス・エー及び当該投資証券の発行体である CAAM ファンズリミテッドからの情報に基づき、平成 19 年 5 月 10 日現在および平成 19 年 11 月 8 日現在の財産状況を併記したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。
なお、以下に記載した情報は当ファンドの財務諸表監査の対象外であります。

（投資対象ファンドの名称変更のお知らせ）
平成 19 年 7 月 1 日より「CA FUNDS ユーロ･ボンド･ファンド毎月分配クラス」及び「CA FUNDS ユーロ･コーポレイト･ボンド･ファンド毎月分配クラス」のファンド名称が、「CAAM FUNDS ユーロ･ボンド･ファンド毎月分配クラス」および「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド毎月分配クラス」に変更になりました。

1.「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」の状況

ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）

（1）貸借対照表

区分	前監査対象期間 （平成19年3月8日現在） 金額（円）	当監査対象期間 （平成19年9月10日現在） 金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	41,984,033,660	41,014,971,497
未収入金	－	1,056,078
流動資産合計	41,984,033,660	41,016,027,575
資産合計	41,984,033,660	41,016,027,575
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	212,455,783	219,618,335
未払解約金	32,719,618	－
未払受託者報酬	1,396,740	1,581,715
未払委託者報酬	17,808,450	20,166,885
流動負債合計	264,380,591	241,366,935
負債合計	264,380,591	241,366,935
純資産の部		
元本等		
元本	42,491,156,651	43,923,667,019
剰余金		
期末欠損金	771,503,582	3,149,006,379
（うち分配準備積立金）	－	(1,995,816,892)
剰余金合計	△771,503,582	△3,149,006,379
元本等合計	41,719,653,069	40,774,660,640
純資産合計	41,719,653,069	40,774,660,640
負債・純資産合計	41,984,033,660	41,016,027,575

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前監査対象期間 (自　平成18年9月9日 至　平成19年3月8日)	当監査対象期間 (自　平成19年3月 9日 至　平成19年9月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 ―――――	親投資信託受益証券 同左 監査対象期間末日の取扱い 平成19年9月8日が休日のため、信託約款の規定により、当監査対象期間末日を平成19年9月10日としています。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前監査対象期間 (平成19年3月8日現在)	当監査対象期間 (平成19年9月10日現在)
1. 監査対象期間末日における受益権の総数	42,491,156,651口	43,923,667,019口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 771,503,582円	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,149,006,379円です。
3. 監査対象期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9818円 (9,818円)	0.9283円 (9,283円)

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前監査対象期間(平成19年3月8日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	41,984,033,660	△932,125,146
合計	41,984,033,660	△932,125,146

当監査対象期間(平成19年9月10日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	41,014,971,497	△1,667,672,371
合計	41,014,971,497	△1,667,672,371

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前監査対象期間 （平成19年3月8日現在）	当監査対象期間 （平成19年9月10日現在）
元本の推移		
期首元本額	45,326,741,523円	42,491,156,651円
期中追加設定元本額	5,835,729,115円	4,280,800,977円
期中一部解約元本額	8,671,313,987円	2,848,290,609円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・米国投資適格社債マザーファンド	34,888,543,295	41,014,971,497	－
合計	－	34,888,543,295	41,014,971,497	－

②有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ドイチェ・米国投資適格社債マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

貸借対照表

区分	（平成19年3月8日現在）	（平成19年9月10日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	17,153,223	54,270,737
コール・ローン	249,754,967	257,086,526
国債証券	29,049,457	1,009,227,119
社債券	41,201,038,367	39,119,748,112
派生商品評価勘定	282,895	1,060
未収入金	11,620,689	347,856,146
未収利息	615,632,666	636,268,954
前払費用	42,990,283	11,877,764
流動資産合計	42,167,522,547	41,436,336,418
資産合計	42,167,522,547	41,436,336,418
負債の部		
流動負債		
未払金	173,953,208	416,856,512
流動負債合計	－	416,856,512
負債合計	173,953,208	416,856,512
純資産の部		
元本等		
元本	34,919,576,358	34,892,561,403
剰余金		
剰余金	7,073,992,981	6,126,918,503
剰余金合計	7,073,992,981	6,126,918,503
元本等合計	41,993,569,339	41,019,479,906
純資産合計	41,993,569,339	41,019,479,906
負債・純資産合計	42,167,522,547	41,436,336,418

注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自　平成18年9月9日 至　平成19年3月8日）	（自　平成19年3月 9日 至　平成19年9月10日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券会社、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。	国債証券、特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として、証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段)で評価しております。 計算期間の末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	――――――	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成19年3月8日現在)	(平成19年9月10日現在)
1. 受益権の総数	34, 919, 576, 358口	34, 892, 561, 403口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1. 2026円 (12, 026円)	1. 1756円 (11, 756円)

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成19年3月8日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	29, 049, 457	△18, 651
社債券	41, 201, 038, 367	396, 392, 373
合計	41, 230, 087, 824	396, 373, 722

(注)「当期間」とは親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの監査対象期間末日までの期間(平成 18 年 11 月 9 日から平成 19 年 3 月 8 日まで)を指しております。

(平成19年9月10日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	1, 009, 227, 119	10, 518, 464
社債券	39, 119, 748, 112	△660, 936, 407
合計	40, 128, 975, 231	△650, 417, 943

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの監査対象期間末日までの期間(平成 18 年 11 月 9 日から平成 19 年 9 月 10 日まで)を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

Ⅰ 取引の状況に関する事項

項目	（自　平成18年9月9日 至　平成19年3月8日）
1. 取引の内容 2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 3. 取引に係るリスクの内容およびリスクの管理体制	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替変動リスクの低減を図る目的で利用しております。 為替予約取引等に係るリスクは、為替相場の変動リスクであります。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関のみと取引を行っているため限定的と考えられます。また、これらのリスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。
4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

項目	（自　平成19年3月 9日 至　平成19年9月10日）
1. 取引の内容	当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が運用部門担当者の承認を得て行っております。
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	（平成19年3月8日現在）			
		契約額等		時価（円）	評価損益（円）
		（円）	うち１年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	274,882,361	－	274,599,466	282,895
	合計	－	－	－	282,895

区分	種類	（平成19年9月10日現在）			
		契約額等		時価（円）	評価損益（円）
		（円）	うち１年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	531,810	－	530,750	1,060
	合計	531,810	－	530,750	1,060

（注）時価の算定方法

1. 本書における開示対象ファンドの監査対象期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
   ①同監査対象期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
   ②同監査対象期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
   ・同監査対象期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
   ・同監査対象期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
2. 同監査対象期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同監査対象期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（その他の注記）

項目	（平成19年3月8日現在）	（平成19年9月10日現在）
1. 元本の推移		
期首元本額	38,551,936,579円	34,919,576,358円
期中追加設定元本額	3,759,829,901円	2,777,088,435円
期中一部解約元本額	7,392,190,122円	2,804,103,390円
期末元本額	－	34,892,561,403円
2. 元本の内訳		
ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）	34,911,054,100円	34,888,543,295円
ドイチェ米国投資適格社債ファンドＶＡ　（適格機関投資家専用）	8,522,258円	4,018,108円

ドイチェ・米国投資適格社債マザーファンドの保有資産明細（上位 30 銘柄）

（平成19年9月10日現在）

種類	通貨	銘柄名	額面	評価額
債券	アメリカドル	LEH 8.8% 03/01/15	8,500,000.00	9,748,476.60
		SBC 7% 07/01/15	7,500,000.00	8,167,176.75
		CMCSA 8.75% 08/01/15	6,000,000.00	7,113,855.60
		MON 7.375% 08/15/12	6,000,000.00	6,669,984.00
		C 6.625% 06/15/32	6,000,000.00	6,289,800.00
		GS 6.125% 02/15/33	6,500,000.00	6,264,992.50
		CCE 8.5% 02/01/22	5,000,000.00	6,226,132.50
		WY 6.75% 03/15/12	6,000,000.00	6,198,600.00
		XEL 8% 08/28/12	5,000,000.00	5,596,282.50
		AIG 6.375% 03/15/09	5,500,000.00	5,568,750.00
		KFT 7.55% 06/15/15	5,000,000.00	5,521,352.00
		IBM 8.375% 11/01/19	4,500,000.00	5,490,000.00
		BUD 9% 12/01/09	5,000,000.00	5,436,126.00
		PEG 6.95% 06/01/12	5,000,000.00	5,427,317.00
		VZ 7.375% 09/01/12	5,000,000.00	5,425,000.00
		ED 7.5% 09/01/10	5,000,000.00	5,366,975.50
		WYE 6.5% 02/01/34	5,000,000.00	5,189,216.50
		JPM 6.125% 06/27/17	5,000,000.00	5,122,778.50
		CVRD 6.25% 01/23/17	5,000,000.00	5,041,500.00
		KR 8.05% 02/01/10	4,680,000.00	4,992,687.64
		HCN 8% 09/12/12	4,369,000.00	4,763,214.87
		HSBC 7.5% 07/15/09	4,500,000.00	4,697,550.00
		BAC 7.8% 09/15/16	4,000,000.00	4,629,356.00
		HSBC 6.5% 05/02/36	4,500,000.00	4,600,260.45
		LMT 7.65% 05/01/16	4,000,000.00	4,560,796.00
		UST 4% 09/30/07	4,500,000.00	4,499,296.87
		KRB 7.5% 03/15/12	4,000,000.00	4,430,607.60
		FON 7.625% 01/30/11	4,000,000.00	4,261,315.60
		EXC 6.95% 06/15/11	4,000,000.00	4,259,889.60
		COX 7.875% 08/15/09	4,000,000.00	4,196,618.80

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が作成した正式財務諸表に含まれる附属明細表の有価証券明細表より上位 30 銘柄を開示しております。
開示形式は正式財務諸表とは異なります。

2.「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド毎月分配クラス」の状況

（1）本報告書開示対象ファンドの投資先シェアクラス（CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド毎月分配クラス）の情報

	平成19年5月10日現在	平成19年11月8日現在
１口当たり純資産額 （当初元本は1口当たり100ユーロ）	91.01ユーロ	89.41ユーロ
各基準日における元本口数	527,105.96口	489,909.17口
うち、本報告書開示対象ファンドの保有口数	518,059口	480,759口
純資産総額	47,973,231.07ユーロ	43,801,958.85ユーロ

（2）CAAM FUNDS EURO BOND FUND POOL 貸借対照表

区分	注記番号	（平成19年5月10日現在）	（平成19年11月8日現在）
		金額（ユーロ）	金額（ユーロ）
資産の部			
預金		2,387,443.19	2,919,693.58
有価証券		149,066,558.49	150,320,969.77
派生商品評価勘定（注）		—	167,295.00
未収入金		3,296,284.34	4,861,258.67
資産合計		154,750,286.02	158,269,217.02
負債及び純資産の部			
派生商品評価勘定（注）		—	564,570.00
借入金		24,949.27	—
未払金		1,455,857.01	1,958,429.91
純資産		153,269,479.74	155,746,217.11
負債及び純資産合計		154,750,286.02	157,704,647.02

（注）当期より、派生商品の評価損益を派生商品評価勘定にて計上しております。

CAAM FUNDS EURO BOND FUND POOLの保有資産明細（上位30銘柄）

（平成19年11月8日現在）

種類	銘柄名			額面（ユーロ）	評価額（ユーロ）
債券	FRANCE OAT	4.00	04-14 25/10A	25,000,000	24,860,056.25
	FRANCE FTB	3.50	05-15 25/04A	12,000,000	11,527,834.56
	FRANCE OAT INDEXEE	1.60	04-15 25/07A	10,000,000	10,290,000.00
	FRANCE BTAN	3.50	03-08 12/07A	10,000,000	9,924,580.00
	NEDERLAND	3.25	05-15 15/07A	9,400,000	8,861,759.57
	BELGIQUE OLO -48-	4.00	06-22 28/03A	6,980,000	6,658,542.25
	ARGENTARIA CAJA POSTAL	4.375	99-09 30/03A	6,500,000	6,488,568.98
	FRANCE OAT	5.00	01-11 25/10A	6,000,000	6,217,204.50
	IRELAND TREASURY STOCK	3.25	03-09 18/04A	5,600,000	5,540,961.33
	BRD	6.50	97-27 04/07A	4,000,000	5,064,531.52
	ITALY BTP	3.75	06-16 01/08S	5,000,000	4,800,307.50
	AUSTRIA S.99	5.50	99-10 15/01A	4,000,000	4,125,868.00
	BELGIAN -44-	5.00	04-35 28/09A	3,850,000	4,098,246.58
	DEXIA MUN AGENCY EMTN	3.25	03-08 12/07A	4,000,000	3,970,215.24
	HELLENIC REPUBLIC	3.70	05-15 20/07A	3,000,000	2,886,907.50
	SPAIN	4.20	05-37 31/01A	3,000,000	2,817,081.93
	DEXIA MUN AGENCY EMTN	4.00	04-11 26/01A	2,800,000	2,778,096.30
	BNP PARIBAS COVERED	4.50	07-09 16/10A	2,750,000	2,756,632.31
	ITALY BTP	5.0	01-12 01/02S	2,000,000	2,072,698.76
	ITALY BTP	4.00	06-17 01/02S	2,000,000	1,946,928.50
	FRANCE OAT	3.75	05-21 25/04A	2,000,000	1,876,507.50
	PORTUGAL	3.85	05-21 15/04A	2,000,000	1,875,597.00
	CREDIT LOGEMENT SUB	FL.R	04-XX 02/10Q	1,700,000	1,654,334.60
投資証券	STRUCTURA-SOLYS -I- EUR - CAP			1,500	1,554,330.00
債券	ELECTRICITE DE FRANCE	5.00	98-09 28/01A	1,000,000	1,007,633.13
	BANESTO BANCO	FL.R	03-13 29/09Q	1,000,000	999,800.13
	GREECE	3.40	06-09 21/06A	1,000,000	989,158.50
	FRANCE OAT	4.00	06-38 25/10A	1,000,000	914,327.88
	AMERICAN GENERAL FIN	FL.R	04-08 22/12Q	850,000	848,852.61
	INTL LEASE FIN.	FL.R	04-08 12/11Q	800,000	799,737.40

3.「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド毎月分配クラス」の状況

（1）本報告書開示対象ファンドの投資先シェアクラス（CAAM FUNDS ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド毎月分配クラス）の情報

	平成19年5月10日現在	平成19年11月8日現在
１口当たり純資産額 （当初元本は1口当たり100ユーロ）	98.52ユーロ	94.56ユーロ
各基準日における元本口数	2,213,669.813口	2,248,796.373口
うち、本報告書開示対象ファンドの保有口数	1,918,509口	1,808,509口
純資産総額	218,093,439.61ユーロ	212,655,321.58ユーロ

（2）CAAM FUNDS EURO CORPORATE BOND FUND POOL 貸借対照表

区分	注記番号	（平成19年5月10日現在）	（平成19年11月8日現在）
		金額（ユーロ）	金額（ユーロ）
資産の部			
預金		4,551,826.58	3,663,591.09
有価証券		550,502,044.69	399,982,703.48
派生商品評価勘定(注)		—	819,420.00
未収入金		23,557,924.63	17,682,403.86
資産合計		578,611,795.90	422,148,118.43
負債及び純資産の部			
派生商品評価勘定(注)		—	781,971.34
借入金		957,079.52	—
未払金		9,850,742.83	1,107,413.60
純資産		567,803,973.55	420,258,733.49
負債及び純資産合計		578,611,795.90	422,148,118.43

（注）当期より、派生商品の評価損益を派生商品評価勘定にて計上しております。

CAAM FUNDS EURO CORPORATE BOND FUND POOL の保有資産明細（上位 30 銘柄）

（平成19年11月8日現在）

種類	銘柄名	額面（ユーロ）	評価額（ユーロ）
債券	FRANCE BTF -08 24/01U	20,500,000	20,320,112.61
	VEOLIA ENVIRONNEMENT 4.00 05-16 12/02A	9,000,000	8,320,259.25
	SAMPO OYJ SUB FL.R 04-14 21/04A	8,000,000	7,958,678.48
	MERRILL LYNCH SA EMTN FL.R 07-17 30/01A	8,000,000	7,912,666.00
	BANCA INTESA SPA BAVB FL.R 06-16 02/08Q	7,000,000	6,898,117.66
	CITIGROUP EMTN FL.R 06-12 12/01Q	7,000,000	6,870,291.33
	BFCM EMTN SUB FL.R 06-16 19/12Q	7,000,000	6,846,822.50
	DR.BK(CITY OF MOCCOW) 6.45 04-11 12/10A	6,000,000	6,208,460.64
	SKAND ENSK.SUB-S223 FL.R 04-14 06/10Q	6,000,000	5,991,120.00
	ING BANK EMTN FL.R 06-16 18/03Q	6,000,000	5,907,167.28
	NATIONAL GRID EMTN 4.125 06-13 21/03A	6,000,000	5,782,479.78
	SHINSEI BANK SUB FL.R 06-16 23/02A	6,000,000	5,633,526.00
	LEHMAN BROTHERS CAP FL.R 06-XX 28/02A	6,000,000	5,517,955.14
	GE CAPITAL EURO FUND FL.R 04-14 28/07Q	5,500,000	5,435,845.97
	OLIVETTI FINANCE NV 6.875 03-13 24/01A	5,000,000	5,403,422.50
	SOGERIM EMTN 7.00 01-11 20/04A	5,000,000	5,350,504.40
	ERSTE BANK OEST SPAR. FL.R 06-17 19/07Q	5,400,000	5,307,626.95
投資証券	STRUCTURA-SOLYS -I- EUR	5,000	5,181,100.00
債券	CL CAPITAL TRUST PERP 7.047 02-XX 26/04A	4,750,000	5,010,151.27
	ICICI BANK EMTN FL.R 07-09 29/03Q	5,000,000	4,996,375.30
	DAIMCHRYSLER N.A.HLDG 4.125 06-09 08/09A	5,000,000	4,953,739.40
	NORDEA BANK EMTN FL.R 06-16 08/03Q	5,000,000	4,925,828.45
	BBVA SENIOR FINANCE FL.R 05-17 23/05Q	5,000,000	4,868,953.45
	DANICA PENSION FL.R 06-XX 06/10A	5,000,000	4,858,506.90
	BANK OF AMERICA CORP FL.R 04-19 06/05A	5,000,000	4,802,835.30
	JP MORGAN CHASE FL.R 06-18 31/03A	5,000,000	4,668,966.55
	INTL LEASE FIN. FL.R 04-08 12/11Q	4,660,000	4,658,470.36
	KOMMUNAL LANDSPENSJ. FL.R 06-XX 11/04A	5,000,000	4,651,000.00
	HBOS EMTN FL.R 03-XX 14/10A	5,000,000	4,650,413.75
	RBS CAP.TR.REGS.PREF FL.R 02-XX 29/12A	4,500,000	4,620,870.58

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成19年12月28日現在

Ⅰ　資産総額	70,256,581,573円
Ⅱ　負債総額	23,534,320円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	70,233,047,253円
Ⅳ　発行済口数	69,730,921,840口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.0072円
（1万口当たり純資産額）	（10,072円）

第５　設定及び解約の実績

期間		設定数量（単位：口）	解約数量（単位：口）	発行済数量（単位：口）
第1特定期間	自　平成15年11月14日 至　平成16年　5月12日	12,690,117,757	598,560,507	12,091,557,250
第2特定期間	自　平成16年　5月13日 至　平成16年11月12日	23,424,348,960	1,145,386,296	34,370,519,914
第3特定期間	自　平成16年11月13日 至　平成17年　5月12日	27,865,825,007	1,650,058,748	60,586,286,173
第4特定期間	自　平成17年　5月13日 至　平成17年11月14日	28,707,056,711	3,601,940,445	85,691,402,439
第5特定期間	自　平成17年11月15日 至　平成18年　5月12日	9,067,180,953	6,995,281,058	87,763,302,334
第6特定期間	自　平成18年　5月13日 至　平成18年11月13日	4,410,453,742	9,087,078,883	83,086,677,193
第7特定期間	自　平成18年11月14日 至　平成19年　5月14日	1,643,022,626	11,223,129,853	73,506,569,966
第8特定期間	自　平成19年　5月15日 至　平成19年11月12日	1,870,613,541	4,988,634,760	70,388,548,747
第9特定期間中	自　平成19年11月13日 至　平成19年12月12日	154,142,194	579,846,508	69,962,844,433

（注1）全て本邦内におけるものです。
（注2）第1特定期間の設定数量には、当初設定口数（3,096,992,993口）を含みます。

愛称：りそな
ペア・インカム

愛称：りそな

ペア・インカム